午前９時５９分　開議

○議長（木下一己君）　ただ今から、平成27年第4回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君）　日程第1　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番　奈須憲一郎 議員及び5番　大西　功 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君）　日程第2　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの3日間に決定いたしました。

○議長（木下一己君）　日程第3　諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君）　日程第4　行政報告を行います。

町長。

○町長（谷　一之君）　行政報告を行う前に、本定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

師走も中旬を過ぎ、本年も残すところ2週間余りとなってまいりましたが、議員の皆様には時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、心より感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に提案させていただく議案は、条例案件4件、単行案件1件、予算案件6件、諮問案件2件の計13件であり、そのほか2件について行政報告をさせていただくところでございます。

議員の皆様には、議案審査に当たって更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、行政報告を申し上げます。

一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の平成27年4月から9月までの上期営業成績と中間決算について、御報告を申し上げます。

はじめに、五味温泉の運営状況について御報告を申し上げます。

利用客の入館状況についてでありますが、宿泊、日帰りを合わせた利用者数は46,941人で、前年と比較し2,113人、4%の増加をみております。

宿泊客は3,971人で、1日の宿泊許可人数に対する稼働率は、前年同期と同様の52%となっております。

日帰り客につきましては42,970人で、1日平均234人のお客様に御利用をいただいており、前年同期に比べ4%の増加となっております。

次に、五味温泉事業の収支状況等についてでありますが、本年4月から9月までの営業日数は176日で、収入は前年と比較し6%増の7,308万円となっております。

また、事業費といたしましては、前年比2%増の6,507万円となっており、上半期事業収支差額は800万円の利益となっております。

今後の経営見通しでありますが、さきの理事会での中間決算状況では、今期の当初予算のとおり、収入1億3,698万円、支出で1億3,598万円を見込み、経営努力の継続により、当期収支差額100万円の黒字決算を見込んでいるところであります。

次に、クラスター推進事業の概要でありますが、クラスター推進部は地域活性化に資する調査研究や、産業クラスター推進による企業・団体等の支援、新産業の創造を目指し、事業化に至るまで一貫した総合的な支援を行っております。町の運営費助成金を基本として、地域振興に関する調査研究のほか、地域産品の販売促進を継続して行っております。また、環境未来都市の具現化を推進するため、炭素本位制普及啓発、再生可能エネルギー関連調査、バイオマスライブ開催支援、地域材活用住宅建設促進のための調査活動などを行っております。

以上が本年度の中間決算における状況でありますが、厳しい社会情勢の下、五味温泉事業につきましては、昨年と同様、経営努力によって黒字決算を見込める状況にあり、関係各位の御努力に敬意を表する次第であります。

また、クラスター推進事業は、本町の産業振興と地域活性化の推進に必要不可欠であり、更なる御努力をお願いするところであります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

次に、町立下川病院の外科医師について、御報告を申し上げます。

平成22年6月から5年余りにわたり、町立下川病院に勤務していただき、町民の健康保持と地域医療に御尽力をいただいておりました岩野副院長が、本年7月をもって退職されましたが、その後任の外科医師につきまして御報告申し上げます。

この度、非常勤外科医師として、来年4月中旬頃に着任していただけることになりました先生のお名前は、戸田（とだ） 一壽（かずひさ）先生と申しまして、昭和46年3月に北海道大学医学部を卒業され、東京女子医科大学など勤務医を経て、平成5年にはクリニックを開業、その後、興部町の国民健康保険病院に勤務された69才の医学博士の先生であります。

戸田先生は、現在、上名寄に住まわれており、「下川町の町民の方に少しでも恩返しを

したい」と述べられ、我々町民といたしましては大変心強い御言葉をいただいているところであります。また、戸田先生は、元北海道経済連合会会長で北海道電力の会長でありました、故　戸田（とだ）　一夫（かずお）様の御子息でございます。

下川町は、亡くなられた戸田会長には、クラスターの推進をはじめ、いろいろな面で大変お世話になった経緯があります。今回、御子息であります戸田先生に御世話になることも、何かの御縁と感謝を申し上げるとともに、町民を代表いたしまして、町立下川病院に着任していただけることを心から歓迎する次第であります。

岩野先生の退職後、外科の医師が不在となっておりましたが、この度、戸田先生に着任していただけることになり、高齢化の進む下川町にとっては大変心強く、下川町の医療や健康づくり、さらには今後の地域医療の発展に大いに貢献していただけることと確信しているところでございます。

以上申し上げまして、町立下川病院における外科医師についての報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木下一己君）　以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君）　日程第５　一般質問を行います。

御手元に配付いたしました質問要旨の順に発言を許します。

質問番号１番、１番　近藤八郎　議員。

○1番（近藤八郎君）　それでは早速…1番目ということで一般質問をさせていただきますけれども、私の質問は通達のとおり、今回の教育大綱の策定状況等について、内容についてお尋ねしたいと思います。

平成27年の4月1日から、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されまして、新しい教育行政制度がスタートされました。そこで、この改正地教行法の目的は、御承知だと思いますけども、再度確認させていただきますと、教育の責任の所在が不明確であると、あるいは教育委員会議の審議の形骸化がみられる、さらには危機管理能力の不足という、こういった問題に応えるためというふうにいわれておりまして、平成23年に大津市で起きました、いじめ自殺事件の対応が批判の的になったということで、当時、文科省中心にありました改正の機運が一層拍車が掛けられたことになったと思われます。

そこで、今回の改正のポイントは、新教育長の設置、そして二つ目には教育委員によるチェック機能の強化と会議の透明化、三つ目には総合教育会議の設置、そして教育行政の総合的な施策を決める大綱の策定がございます。

以上の四項目でありますが、そこで総合教育大綱等の策定状況について、次の三点を町長並びに教育長にお伺いしたいと思いますが、一点目には総合教育大綱の策定状況と、その公表方法について。さらに二点目には教育行政における管理及び執行状況の点検及び評価報告書の取扱いについて。三点目には教育委員会体制の強化について、それぞれ

質問させていただきますけども、最初に第一点目の総合教育大綱の策定状況について、町長にお伺いいたします。

大綱の策定は、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの」と、このように法律で定められておりますけれども、改正された地教行法には具体的な規定はございません。そういう中で今回定めようとする大綱の方針並びに策定の現在の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

併せて、策定された大綱の公表方法についてお伺いいたします。

改正された地教行法では、大綱は町長がその権限と責任において、教育委員会と協議・調整の上で策定するため、当然のように議会の議決事項とはならないわけでございますけども、透明性を確保するため、総合教育会議の議事録を作成し、それを公表するという努力規定に対して、この大綱は公表の義務が法律で明記されております。そういった意味では、その方法、手段をどのように考えているのかお伺いしたいと思いますが、二点目以降についてはまた自席で質問させていただきたいと思いますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（木下一己君）　答弁を求めます。

町長。

○町長（谷　一之君）　近藤議員の「総合教育大綱等の策定について」の御質問にお答えをしたいと思います。

総合教育大綱の策定状況とその公表方法につきましては、総合教育会議を開催してまいったところであります。1回目は8月27日、2回目は12月8日ということで、この2回をこれまで開催し、総合教育大綱素案を作成しているところでございます。現在、パブリックコメントを実施しているほか、学校、各種社会教育関係団体からの意見聴取を進めているところであり、1月10日までに意見集約を行い、町民の皆様からいただいた御意見を踏まえ、第3回総合教育会議で大綱を策定してまいりたいと存じます。大綱策定後につきましては、議会に報告させていただくとともに、広報への掲載、ホームページでの公表、情報コーナーへの設置などを通じ、公表してまいる所存でございます。以上でございます。

○議長（木下一己君）　1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　ただ今、答弁していただきましたけれども、答弁の中で、総合教育会議を2回ほど開いて、その中で検討されているということでございますけども、この大綱というのは、ただ今申し上げられました総合教育会議で決定されるものなのか。

あるいは大綱というものは教育委員会と協議・調整を行って、その決定は町長の専権事項だと思いますけども、そのへんの取扱いについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　大綱そのものというのは方針や方向性を示すものでございまして、これは教育の根幹であるこれからの人材育成というものをしっかり担っていくということで、これは全町的に取り組んでいかなければならない。そこに法の改正によりまして、総合教育会議というのが設置されたわけでございまして、最終的にはこの総合教育会議の場で決定をしていきたいなと、このように考えているところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君）　1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　そこで、策定作業についても先ほど触れられておりますけども、町長と教育委員会で構成されている総合教育会議、ここで進めているわけでありますけども、一方で行政機関ではなくて教育機関としての学校や、あるいは下川町の場合は公民館、図書館はなくて図書室ですから教育機関にはならないと思いますけども、こういう中でどのような意見を取り入れているのか。

さらに、校長、教頭で組織されております学校経営会議、あるいは公民館運営審議会、社会教育委員会、そして文化財保護審議会、体育指導委員会、そして一般的にお集まりしていただいている青少年健全育成推進協議会、こういったところとどのような意見の取り入れをしているのか。先ほどの答弁の中では、いろいろ意見を聞いていると言っておりますが、具体的にどういう社会教育関係団体とそういう議論をしているのか、そのへんについて再度、もし必要であれば教育委員会の方からのお答えでも結構かと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　詳細については私が間違ったら困りますので、教育委員会の方で答弁させていただきます。

○議長（木下一己君）　教育長。

○教育長（松野尾道雄君）　お答えさせていただきます。

総合教育大綱の策定に当たりましては、現在、教育委員会議はもちろんでございますけれども、そのほか学校経営研究会議、それから学校経営会議におきましては各小学校、中学校学校長、それから保健福祉部局の職員などが入って構成されております。そのほか社会教育委員会、それから下川町公民館運営審議会などとの意見をいただく場を今月確保する段取りになっております。そのほか下川町文化財保護審議会、下川町スポーツ推進委員会、それらの関係団体との意見交換の場を開催する運びとなっております。以上でございます…失礼しました、あと体育協会、文化協会でございます。

○議長（木下一己君）　1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　今、具体的に教育長の方から聞き取りをされている団体等の報告がございましたけれども、私の感覚で申し上げますと、非常に取組が遅いのではないかなと。先ほど町長の答弁の中にもありましたようにパブコメ自体が1月10日締切りと、こういったことも含めると総体的にひと月以上、この大綱の策定の進捗が遅れているんではないかというような印象を受けます。そういう意味では一番下川の教育の根本となる大綱でございます。まして議会の議決事項ではないといえ、やっぱりこのへんについては早急に大綱を策定されることが必要だというふうに感じておりますので、この分については終わりますけれども、今日、下川商業高校の生徒さんがいらっしゃいますので、ちょっとそこのことも含めて大綱に多分書かれるであろう具体的内容について、一点だけ町長のお考えをお聞きしたいんですけども、下川商業高校の存続に関する取組というのは従来から町の最重要課題として行っておりますけども、この取組自体が学校教育の一環なのか、あるいは町長が掲げる地域振興の重点施策としてその業務を教育委員会が取り組むべきとの従来の方法についての変更はないのか。さらには、町長の公約の中では有識者会議を設置というふうに書かれております。ここについては現在の下川商業高校の教育振興協議会との整合性はどのようになるのか。全く別な組織を考えた有識者の設置ということに考えているのか。この点について、この一点目の最後として御質問したいと思います。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　教育振興なのか、それとも高校存続という視点でものを考えていくのかという御質問だと思いますけども、これについては要するに並行してやっていかなければならないものだと思っています。いわゆる下川商業高校が下川町においてもし廃校になってしまったときのことを考えますと、大変地域におけるダメージが大きいものがあるんではないかと。また、地域の子供たちで商業高校を目指している子もいるわけでございまして、そういう進学の場も失われるという意味もあるかと思います。そういう意味ではしっかりと高校の存続に向けて施策を取り組んでいきたいと思っています。今回の補正予算等でもそのへんを少し重点的に計上させていただいておりますので、あとでいろいろ御審議をいただければと思っております。

　また、この高校存続に向けてのいろんな協議会等については、これまでも振興協議会等も含めていろいろと議論の場がございましたけども、任意ではあってもいろいろと私が音頭をとりまして、これからいろいろと意見を聞く場をつくってまいりたいなと、このように考えているところでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君）　1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　両方の意味合いを持っているという説明でございまして、私もその件については経験者として同意するものでありますけれども、この地元の下川商業高校に入った子供たちは、地元の子ばかりではなくて近隣の市町村、あるいは遠くはスキ

一留学等で来ておりますけども、地元下川で受け入れた限りは地元の子供という感覚で是非大事に育ててあげていただきたいと、こんなふうに思っている一人でございますので、よろしくお願いしたいと思いますが、最後になりますけども、教育委員会制度の特性としては、御承知のとおり、首長から独立するということ、そして合議制をとった合議体の執行機関であるという教育委員会、こういったところから考えますと今回の改正された地教行法は、町長が大綱を策定し、総合教育会議を主宰することとされております。そういう意味では町長の教育行政への関与が大変強化されることになっておりますが、これも法の趣旨だと思っておりますけども、当然のように町長はその教育行政に対して、連帯して責任を持つことになるかと思います。したがって、町長が代わるたびにこの大綱の内容が変わることがないように、そして政治的な中立性が損なわれることがないように、是非そこについては十分認識をされて、今後の教育行政に教育委員会と連携して取り組んでいただきたいと、こんなふうに思います。

それでは、続いて二点目の公表というか…その中の公表の分については教育長からお聞きしましたけれども、町の総合計画やまち・ひと・しごと総合戦略との関連についてですね、特に総合計画では個性、可能性、魅力を伸ばす人づくりというふうに位置付けされていろんな計画をされております。あわせて総合戦略の方では教育環境の充実というふうにいわれております。これらもそれぞれ総合戦略については 10 月末に完成をして国に提出しておりますし、総合計画の後期の実行計画については今見直しされておりますが、このへんについての整合性についてどのようの考えているのか、教育長からもお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君）　答弁を求めます。

教育長。

○教育長（松野尾道雄君）　お答えいたします。今お話いただきましたとおり、総計との整合性というのは極めて重要でございます。したがいまして、先ほど御指摘がありました総合教育大綱の策定が遅いんではないかという御質問もございましたけれども、総計審議会、これらの方向性と整合性を図るというような点で今日に至ったという経過でございます。なお、総合計画の基本計画としましては、総計と合致する部分が多くございますけれども、学校教育それから生涯学習スポーツ、三点目として芸術文化、それぞれの施策の項目に分けてございます。特に学校教育におきましては、小中学校教育の充実、この後の質問でも出てくるかというふうに思いますけれども、特に学校教育におきましては学校教育の環境整備、それから児童生徒が学びのモチベーションが高まる授業構成、またＩＣＴの有効活用など、こういったものを盛り込んでおりますとともに、特に前回の一般質問でも出ておりましたけれども、特に過剰で不適切なデジタルメディアとの接触、こういったものが生活習慣に大きな影響を与える懸念があるというようなことから、そういった部分につきましても、何といっても児童生徒の監護の主体は家庭にございますので、保護者の皆様にもそういった情報をお伝えし、生活習慣の確立などに努めているということでございます。それから特に大事なのは、幼・小・中・高それらの連携、こういったものが極めて重要であるというふうに考えております。特に小・中9

年間における学習成果、こういったものを確立するためにも、それぞれの連携というのが極めて重要でございます。参考までに申し上げますけれども、12月9日には中学校を会場としまして、小・中・高の学校長をはじめ大半の教職員が集いまして地域連携研修会を行いまして、先進視察の研修でありますとか、その報告、またワークショップ形式での教育の現状、課題、こういったものを小・中・高それぞれが共有すべく、研修などの機会をもったところでございます。学校教育については簡潔でございますが、次の質問もあろうかと思いますので、このへんで閉じさせていただきます。

また、生涯教育におきましては、参加者が固定化、あるいは減少しているんではないかというようなお話もいただいております。そんな中で、各ライフステージ、年齢でありますとかそれぞれの住民の方が置かれている立場の変化に応じて適切な学習の機会の設定、こういったものを推進してほしいというような要望もございますので、そういったことに取り組んでまいりたいと思います。また、レクリエーションスポーツ、競技スポーツに関しましては、環境整備に努めるのはもちろんでございますけれども、スポーツの振興につきましては町外からの入り込み客の増加による地域の活性化ですとか、地域振興に大きな影響があるというふうに認識しておりますので、関係部署との連携も確保してまいりたいと考えております。

また、芸術文化活動の振興につきましては、この近隣の市町村との連携も図りまして、代表的なものとしては北の星座音楽祭ですとか、そういったもので各市町村連携をしたなかで優れた芸術文化の鑑賞会を確保するとか、自主的文化芸術活動の推進を図る、こういったものを取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君）　1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　大変詳しく説明していただきましたので、理解をしたところでございます。

それでは、第二点目に予定しておりました、点検・評価報告書の取扱いについて、教育長にお尋ねしたいと思いますけれども、実はこの会期中にこの点検・評価の議会説明があるというふうに一般質問を通告した後に聞いたわけですけれども、取組等がもっと早ければもう少しこの分については省略したこともできたと思うんですが、そういう意味では簡単に質問させてもらいます。

この報告書が平成19年の改正地教行法で義務付けされたということは当然御承知だと思うんですけれども、これを議会に提出した上で一般町民の方に公表するというこういう内容でございます。そこで、平成25年の文部科学省が調べたところによりますと、市町村の本会議や委員会に提出して審議するというのは約1割、それから本会議や委員会に説明だけするというのは約3割、そして単に議会に報告書を提出する…この会期中に予定していることがそれに該当するかどうかはまだ分かりませんけれども、そういったものが約55%と、こんなふうに出ている調査が文部科学省の方から示されておりますけども、内容についてはですね、今予定されてるような、あるいは平成19年度以降義務付けされてから議会に単に報告するという方法じゃなくて、もっと別な方法を取るべきでないかなと、こんなふうに思いますので、そのへんについて改善しようとする案があ

ればお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君）　教育長。

○教育長（松野尾道雄君）　お答えいたします。今御質問いただいております、地方教育行政法第26条の規定によりまして、学識経験者の知見を活用して、そして点検・評価を行い、作成・公表するものであるというふうに認識をしております。

従前は学識経験者の知見の活用につきましては、総合計画審議会福祉・教育部会におきまして、本報告書を報告いたしまして、そして御意見をいただき、そして全員協議会の中で報告をさせていただいたというのが今までの手法でございます。今後につきましては、今お話をいただいております、十分な審議がなされていたか、そういった意見交換の場が必要でないかというような意見をいただきましたので、今後につきましてはこの公表の時期でありますとか、あるいはその手順につきましては再度検討させていただく考えでおります。

なお、総計審議会の中で、この評価報告書に基づきまして意見をいただいた中身をちょっと御紹介させていただきますが、学校教育におきましては、特色ある学校づくりにおいて、森林体験学習が都会の子供たちには体験できない体験であると、今後も森林体験学習等は必要であり継続してほしいというような意見が付されたり、また、生涯学習スポーツ、芸術文化におきましては、生涯学習はなかなか成果というものを評価するのは難しいけれども、できるだけ多くの方が参加できる体制づくり、先ほどの答弁でも申し上げましたが、ライフステージにおいて、またそれぞれの年齢であるとかそういったなかで参加しやすい工夫というものが求められているというふうに認識しております。

それから、この報告書の総括としては、子供たちに町のことを学んでもらうため、森林体験学習等が有効な授業であると。子供たちが町外に出た時に下川町の良いところを説明できる子供としていくことが大人としても生きがいであり、そういった展開が重要であると。また教育をより一層進める必要があるというような意見を賜っております。

こういったことを一部本年度からまた来年度以降に向けてこういったものを活用して教育行政の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君）　1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　今回も詳しく内容を説明していただきましたけども、お願いがあるんですが、この一般質問も時間制限がございまして、できれば答弁・質問のやり取りがたくさんできるように配慮願いたいと思います。大変内容的には素晴らしいと思ってますので、誤解なさらないようにお願いします。

点検・評価の中で当然行っております文化芸術伝承に関わって、ちょっと一点具体的にお聞きしたいと思うんですけれども、下川町の開拓とその歴史とともに歩んでおります上名寄の郷土芸能の伝承活動、この件については、過去には、上名寄小中学校があった時点ではその地域で伝承活動が学校教育の中で行われたという現実がございます。その後、休校・閉校を経て小学校が一校になり、上名寄の子供たちも中央の小学校に通学

することになったと。そういう意味では当時上名寄の学校を中心に行っておりました伝承活動がどうしても中央の下川の方で伝承活動を授業の中で取り入れるというのは大変困難な状況だというふうに私は承知しているわけですけども、当時、下川町の郷土芸能というふうな表現があれば、どうして上名寄のという…こういう声も事実町の中にありました。そういう意味では、今回下川の方も随分上名寄の方に参加をされて、伝承活動を子供たちと一緒にされているようでございますけども、こういった活動がこの下川町全体で広まっていくようなそういった方法、方針を是非示していただきたいと思いますが、そのへんについては考え方の一端を、例えば学校教育、社会教育関係団体と連携して進めるといったようなそういう具体的なことでなくて、簡単な方針でよろしいですから、教育長の考えを示していただきたいと思います。

○議長（木下一己君）　教育長。

○教育長（松野尾道雄君）　お答えいたします。ただ今お話をいただきました郷土芸能の関係につきましては、過日、上名寄地区で行いました住民懇談会の中でも一部御意見を賜っております。下川町の母村であります岐阜県の高鷲村、現郡上市でございますけれども、そちらの文化を脈々と伝承してきたものでございます。そういったものを今現在、比較的世代が若い方に引き継がれて伝承されております。そういったものの発表の機会も必要でありますし、そういったものを子供たちに伝承していく、こういったことについては取り組んでまいる所存でございます。具体的には、町民文化祭、あるいは成人式、こういった中で発表の場を設けております。春駒であるとか麦や節、それぞれ下川町の母村から引き継いだ貴重な文化でございますので、それぞれ伝承活動に努めてまいる所存でございます。以上でございます。

○議長（木下一己君）　1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　是非そういうことで進めていって全町的な伝承活動が展開されるように期待をしております。

それでは、視点を変えて教育長にお伺いいたしますけども、新しくスタートした教育委員会制度の下で、実質は第１号の新教育長であります。そういうなかでは名実ともに教育委員会の代表者でありまして、教育行政の第一義的な責任者としての役割を負うこととなりますけども、その権限が他の教育委員と比較して大変大きくなっております。

そういう意味では、教育委員による教育長へのチェック機能、これは教育長に事務を委任している部分をどのように実行しているかということを教育委員がチェックするということもあるかと思いますけども、そのことと併せてこの現状の事務局体制が十分であるというふうに、この就任５か月を経て感じたかどうか、そのへんについて率直な感想をお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君）　答弁を求めます。

教育長。

○教育長（松野尾道雄君）　お答えいたします。新教育長については、非常に私も襟を正して取り組んでいかなければならないというふうに認識をしております。特に新教育長として責任が増しているのはもちろんでございます。そんな中で情報の収集や分析、また法令の解釈であるとか方向性、こういったものをきちっと見極め、また、住民の皆さんの意向といったものをきちっと摑むということ、また、そういったものをいかに企画、実行していくかということが正に問われているんではないかなというふうに考えております。

また、教育委員の皆様につきましては、今お話をいただきましたように教育長に対する権限が増したということから、教育長に対するチェック機能、正確な数字ではないかもしれませんけども３分の１以上の発言によって委員会を招集できるとか、そういった部分もございますので、そういった機能も教育委員に求められておりますし、従前よりもまた教育委員の方の役割というものは膨らんだものではないかなというふうに考えております。

また、事務局体制につきましては、役場機構全体の中での機構改革でありますとか、各事務事業のボリュームであるとか、その時々に応じて推移をしてきております。実際にはちょっと調べてみておりますけれども、平成元年、あるいは今まで至るなかでは一部体育施設が指定管理になったということもありましたけども、職員数については約半減ぐらいの状況になってきておりますし、その中でやはり社会教育、学校教育、体育スポーツ等含めて、事務事業が膨らんできているというのは率直な感想ではございます。

以上でございます。

○議長（木下一己君）　1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　大変内容は理解できました。大変な状況でございますけれども、大事な教育行政の一翼を担う教育長として、今後も活躍していただきたいと思いますが、私が今回の質問で一番質問したかったこと、第三点目の教育委員会体制の強化について、これは町長にお伺いいたします。

従来の教育委員長と教育長を一元化されまして、新教育長が教育委員会を代表するということで先ほど申し上げましたけども、そういう意味で町長がこの６月に議会に同意を得て、直接教育長として任命されたわけでございます。さらに、この法律では、町長が在任中に一度は教育長を選任できるようにするため教育長の任期を３年に短縮をしたり、新たに総合教育会議の新設や大綱の策定、そういったもので責任の明確化を図るという大きな制度改正が行われました。

こういう中で、町長は人材の循環という政策の柱を立てまして、教育委員の積極的な提言や意見を反映する趣旨の公約を掲げられております。ここについて地域住民の意向が十分反映される教育行政を目指して、法定の委員数４人、これを法定どおりの委員数に…元の状態に戻す考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　今の質問に…全容についてちょっとお答えをしたいと思います。

教育委員会体制強化につきましては、本年４月から、改正地方教育行政法による制度改革によりまして、新教育委員会制度となり、総合教育会議の設置、教育大綱の策定を行うとともに、特に児童生徒に対するいじめや安全対策が課題となっているところでございます。教育委員会の定数につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、「教育長及び４人の委員を持って組織する」と規定されておりますが、本町では条例の定めによりまして「教育長及び３人の委員」としているところでございます。

さきに申し上げましたとおり、教育行政を取り巻く社会環境の変化が非常に多様になってきておりまして、教育委員の役割というのはますます重要でございますし、今後、議会、関係機関・団体、町民の皆様の御意見を踏まえながら、委員定数の見直しについてはしっかり検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、教育委員会教育課の事務局体制ですが、平成16年のグループ制導入から、総務グループと生涯学習グループの２つのグループを設置し、事務事業を執行しているところであります。複雑多様化する行政ニーズや町民の皆様の要望への対応を図るため、事務事業の点検・評価等により見直しを行い、本町の教育振興を推進してまいりたいと考えているところでございます。

なお、前段に述べました教育委員の定数の問題でございますけれども、過去、平成20年の9月の定例会におきまして、条例提案として減数1名ということでこれを議決されている経緯がございます。この時に審議された内容というのは五点ございまして、一つには当町の教育環境、いわゆる児童数や生徒数及び人口の現状を認識していかなければならないということです。二点目には日本の教育に関する社会情勢がその時点でどうなっているかということであります。三点目は教育基本法の改正に基づく背景がこの時点でどうなっていたかということ。四点目として教育委員を1名減とした場合に、その補完機能はしっかり取られるのかどうかということ。最後、五点目は当町においての教育委員及び教育委員会の役割と責務は何かということで、これについて当時の議会で条例提案されたものに対していろいろ議論がされ、そして減数となったという経緯がございます。

そのような中で、先ほど答弁を申し上げましたけれども、法改正によっていろいろ教育環境、あるいはまた制度的な方針等が変わってまいりましたので、これについてはしっかりとこれから検証して、検討していかなければならないんではないかと答弁させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君）　1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　平成20年9月に条例改正で5人から4人になった経過、その時の議論の中身についても詳しく説明がございましたけれども、確かに当時はそういうことで教育長を含めて5人の教育委員で、しかも教育長を含めて教育委員の4人でございます。

今回は、この制度改正が、法定数4人に対して条例で2人以上にというふうに定める規定がございます。これについては最低でも2人、教育委員は必要だという法律の趣旨だと

思うんですけども、いろいろ前後してみますと、十分だということではないはずなんです。確かに人口減少もあるし、子供たちの減少もあります。しかしその地域の地元の教育行政がどのように行われているかということでは、教育行政を含めて町政をチェックする我々議会にもその責任の一端はあるというふうに私は理解をしておりますけれども、こういった意味では、平成15年から16年の当時ですね、市町村合併問題が出てきまして、その時には議論の表にあったのは議員定数の削減、あるいは農業委員の定数削減、あるいは教育委員の定数削減、そして職員の採用の抑制と、こういったものを含めて自立していく道を選択した町としては、これらを知らなければならないんではないかということで、真剣な議論を通じて、それぞれ実施されたという経過は、私も理解はしているところでありますが、しかし、今回この3人体制をみますと、平成27年の3月の定例会で制度改正に併せて、私から言わせれば、なんか制度改正に併せてですね、今まで4人いた教育委員を3人にしてしまって、教育長は新しく制度上できた教育長だからこれは別だということで、1足す3というそういう感じでないのかなと思います。ですが、今回は教育委員による教育長へのチェック機能も充実しなければならないということを含めると、やはりこの3人体制では十分ではないんではないかというふうに思っております。今年の3月の定例会の議事録を見ましても、それほど3人体制に対しての議論があったというふうには私自身は感じておりませんけれども、ちなみにこの上川管内で3人体制を持っているのは下川と、そして幌加内、そして音威子府村と占冠村、この2町2村であります。ほかは全て4人体制です。まして上川町にいたっては一度3人にしたものの、やはり4人体制でないと教育行政が円滑にいかないという理由で4人に戻したということも聞き及んでおります。そういうことからすると、この主宰する総合教育会議は町長でありまして、教育委員会のみで構成されるわけでありませんけれども、大綱の策定や重点施策、緊急時の対応については、教育委員会がどうしても中心となっていかなければならないと、このへんを考えると、やはりより一層民意を反映した教育行政を推進するためには、少なくとも教育委員は、教育長の単なる諮問機関ではなくて、合議体としての執行機関として評価することが一番大事だというふうに私は思います。そういう意味では、是非これは4人体制を早急に実現するようにですね、町長に再度お尋ねしたいと思います。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　ただ今の質問については仰るとおりでございまして、冒頭答弁させていただきましたとおり、これまでの歴史的な推移の中で減数というのをみたわけでありますけども、今後はその教育に対しての考え方、大綱を含めてですね、これからしっかりと担っていく上でも、保護者をはじめとした地域住民の声をいろいろ聞く上で、教育委員の増員というのは一つの選択肢に大きくなってくるんではないかと考えているところでございます。ただ、安易に増員するには過去の…20 年 9 月の事実もございますので、しっかりそのへん整合性が取られるようにこれから検証してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君）　1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　それでは、最後の質問をさせていただきますけども、今の中で、いたずらに人数を増やせば良いというものではないということは私でも理解できますけども、現在の3人では保護者を入れるのが精一杯、ですが過去に女性委員を入れておりました。下川町はこれから子育てとかいろいろな分野で女性の社会参加というのが大変必要な事項だと思っております。そういう意味では、この教育行政の中に女性が参加できる道を是非取っていただきたいと、こんなことを検討の時点では考えていただきたいということで、最後に今回の改正地教行法の最大の狙いは御承知だと思います。町長も先ほど言っておりましたけども、いじめによる自殺の防止、あるいは児童生徒等の生命または身体への被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合、こういった場合にですね従来は町の教育機関、町を挙げて対応したものでございますけども、今回の改正規定には、ここに国の関与が可能になったということです。しかも事後的ではなくて事前にですね、その対応がまずければ、その対応における是正指示もできるということで、かなり強烈な改正であります。こういったことを含めると、町長がたとえ総合教育会議を主宰する立場とはいえ、全体を見渡すのは大変困難かと思います。したがって、私は先ほど質問したように、是非、教育委員会の体制の充実を図っていただいて、素晴らしい教育行政を展開していただきたいと、こんなことを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　過去にはですね、生涯学習という言葉の中で、首長が実は生涯学習の長をやって、そしてまちづくり、あるいはまた教育振興も含めて担っているという市町村がたくさんございまして、下川町は残念ながらそれを教育部局に一任して、それは仕方ない面もあると思いますけれども、今後はその法改正の中で首長部局がしっかりそこに担っていきますので、今のいじめ問題、あるいはまた安全安心な学校教育ができる、そういう場面というのをしっかりつくっていきたいなと、このように考えているところでございます。また、最近でも奈良県で、そのいじめ問題によって自殺をしたという子供がいらっしゃいましたけども、こういう想定できないことがたくさんあろうかと思います。そういう情報もですね、今後常に学校と教育委員会、そして町長部局も参画しながら、いろいろと情報収集をして、そして対処を一日でも早くできるような、そういう執行をしてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（木下一己君）　これで近藤議員の質問を閉じます。
　次に、質問番号2番、7番　春日議員。

○7番（春日隆司君）　平成28年度予算編成方針について、御質問させていただきます。
　平成28年度予算編成に当たりまして、町長の政治姿勢を踏まえ、基本的な考え方、方針などについて御質問いたします。
　一つ目、情報提供、住民参加、協働など政策の決定過程から事業推進のマニュアル…

ルールですね…づくりの必要性についてお尋ねいたします。
二点目、町民の信頼確保について。
一つ、町長等の政治倫理規程を制定されたところでございますが、町長の親族会社との請負契約等の辞退、これらの規程が設けられていないと認識しておりますがなぜか。
これで町民の信頼に値する政治倫理の向上が図られるのかとお尋ねいたします。
二つ、同族会社の株を所有していると、6,350株ということでございましたが、その株の評価額は幾らになっているのかと。また、先に株式を処分、売却されているのではないかと思いますが、それらが資産等報告書に記載されているのかどうかお尋ねいたします。
三点目、新年度の予算編成に当たりまして、まず一点目、町の歴史を振り返ると、非常に野心的で戦略的な重要施策が展開されてきたと思います。これが今日の下川の基盤を築いてきているんではないかと考えます。先人などの思いを共有しながら、先例のない時代へやはり果敢にチャレンジしていかなければいけないと考えます。
そこで、これまでの主な施策の経緯をどのように認識されているのかお尋ねいたします。
一つは、昭和28年の国有林取得でございます。さらに平成6年から10年間にわたった町有林取得、国有林取得。もう一点は、林産業の振興。森林組合への支援、民間事業者等の支援。さらに農業の施設栽培への転換、畜産生産基盤の支援。さらに企業誘致、木質バイオマスの取組、一の橋バイオビレッジ、それから未来都市、特区の認定。
次の点で、これらを踏まえてでございますが、地域の現状をどう認識されているか。地域経済の面、人口の面、地域の力など。
さらに行政改革、財政、財源確保をどのように考えておられるか。
最後に、これらを踏まえて、予算編成に当たっての基本的な考え方、方針などはどうかということをお尋ねさせていただきます。
次の質問からは自席で失礼させていただきます。

○議長（木下一己君）　答弁を求めます。
町長。

○町長（谷　一之君）　春日議員の「平成28年度予算編成方針について」お答えをしたいと思います。大変質問が多岐にわたってございますので、答弁が少し長くなりますことをお許しいただきたいと思います。
御案内のとおり、町では、平成19年4月に施行しました下川町自治基本条例に基づき、情報の公開、町民の参加を推進し、町民主権による自治の確立が図られるよう努めているところであり、審議会等や意見交換会の開催、アンケート、パブリックコメントの実施等、適切な時期に町民の参加を得て、事業を推進しているところでございます。
御質問の一点目、「政策決定過程から事業推進のマニュアル（ルール）づくりの必要性について」は、町民の皆様の理解と納得を得て事業を推進するため、政策決定過程から広報しもかわや多様な媒体、機会を通じて、情報を提供し、多くの御意見等をいただきながら、施策・事業を推進することが大変重要であると考えております。そのためには、

さきに申し上げました下川町自治基本条例に規定している町民参加の方法と時期を原則として、多様な方法や時期の適正化など熟度を高めていく必要があると考えておりまして、基本的な考え方を取りまとめてまいりたいと考えております。

今後、下川町自治基本条例の検証と見直しの検討を進めてまいりたいと考えており、まず、庁舎内に検討プロジェクトを設置し、町民の町政への参加についてより一層の充実を図ってまいりたいと思います。

御質問の二点目、「町民の信頼確保について」でありますが、一つ目の「町長等の政治倫理規程を制定したが、親族会社との請負契約等の辞退規定等をなぜ設けていないのか、これで町民の信頼に値する政治倫理の向上を図られるか」については、さきの定例会等で御指摘等を受け、町長、副町長、教育長の特別職の行動基準、政治倫理基準等の政治倫理規程を制定したところであります。親族会社との請負契約等の辞退規定につきましては、以前勤務していた会社ではございますが、退職後、同社の経営等に全く関与しておらず、第3条の政治倫理基準を遵守することで、町長の職務の遂行において、廉潔と公正、公平を確保してまいりたいと考えているところであります。

二つ目の、「株式保有の評価額と先に処分した株式の売却益は資産等報告書に記載されているか」につきましては、政治倫理の確立のための下川町長の資産等の公開に関する条例に基づき、7月21日に提出しているものでございまして、これまで代表取締役会長を務め、3月末で退職した株式会社谷組の6,350株、317万5,000円を保有しているところであります。また、株式の売却益についてはございません。

御質問の三点目、「予算編成に当たり、主な施策の経緯をどのように認識しているか」につきましては、まず、国有林取得と林産業の振興につきましては、国有林との関わりと下川町の発展にとって、森林こそ町の経済基盤を支え、町の未来を切り開いていくものであるとの強い信念から進められたものであり、町有林の拡大は大変重要な基盤整備と認識しているところであります。また、この森林資源を基盤として昭和40年代前半から展開した林業・林産業事業体に対する支援は、現在の林業、林産業従事者減少の抑制や木材・木製品製造出荷額の増加傾向の維持に繋がっていると認識しているところであります。

次に、農業の施設野菜への転換と畜産生産基盤の支援でありますが、転作作物の推進や高齢化に伴う労働力の低下、厳しい立地条件などに対応し、林業振興と同様に農業生産額の維持増加を産業振興の柱と位置付けた上での事業推進であると認識しております。

平成5年からハウス導入を支援し、高収益が見込める軽量野菜への転換が図られ、また、畜産部門では、町営サンル牧場の設立や草地改良事業等の導入、ＴＭＲセンターの設立など生乳生産量の増加に大きく貢献し、本町農業経営の安定化に繋がっているものと考えております。

次に、企業誘致として、スズキ株式会社につきましては、昭和60年から町道を利用した走行試験を実施し、その後、道道工事のため走行試験が継続できなくなり、テストコースの設置を要望、平成5年に誘致が決定し、スズキ株式会社・下川町のトップリーダーの信頼構築にはじまり、スズキ会の設立など全町的な誘致活動の下、平成11年に第2期工事が竣工し、今日に至っているところでございます。

また、王子ホールディングス株式会社につきましては、平成25年に締結した「森林資

源の多面的な活用に関する連携協定」に基づき、下川町内に医療植物研究室を設置し、薬草、薬木の栽培研究等について、早期事業化に向けた取組が開始されたものでございます。

これらの誘致に当たっては、誘致に対する熱い思いや大胆な行動力、覚悟、下川町がこれまで構築してきた広いネットワーク及び信頼関係、人一倍の配慮、スピードを持った対応により、誘致に繋がったものと認識しております。

次に、木質バイオマス熱供給、熱電併給の取組につきましては、本町の持続的な森林・林業の取組を更に進め、地域資源である未利用な森林資源をエネルギー利用することで、地域の林業・林産業の活性化や雇用の創出を目指すものと認識しており、現在、公共施設全体の熱エネルギー量の約6割を森林バイオマスで賄い、二酸化炭素排出量の削減とともに、経費の削減効果額を子育て支援の財源の一部として活用しているところであります。また、今後導入を目指す熱電併給事業は、林業・林産業の発展と地域経済波及効果への期待、さらには町民の安全・安心な暮らしを確保するためにも、最も重要なプロジェクトであると認識しているところであります。

一の橋バイオビレッジにつきましては、老朽化が進む公営住宅の建て替えだけにとどまらず、一の橋地区の再興を目指し、平成22年から地域住民と研究会を設置し、取組をスタートいたしました。地域おこし協力隊の導入、集住化住宅の建設、木質バイオマス地域熱供給システムの導入、特用林産物栽培研究所の設置、王子ホールディングス株式会社の誘致、買物や除雪サービスの仕組みづくりなど多岐にわたる施策を講じており、全道、全国的な課題となっている集落対策において先駆的なものであったと考えているところであります。取組の背景には、先見性と財政負担等に対する覚悟、優位性のある財源確保などがあったものと認識しております。

次に、環境未来都市・森林総合特区などの認定につきましては、平成23年に下川町の優位性をいかし、目指すべき将来像を描き、国へ提案を行い、数多くの地域提案の中から、これまでの豊富な森林資源の有効活用を中心とした長年にわたる下川町の取組と次世代に向けた構想が高い評価を受け、国から選定を受けたものであります。この認定を機に国から財政面や制度面などで一層の支援を受けられ、下川町の地域発展に大きく寄与したものと認識しております。認定を受けるに至るまで、的確な情報の収集、トップの英断、卓越した企画力と積極的な行動力の結集があり、小規模自治体として類いまれなものとして認定に至ったと認識をしているところであります。

二つ目の、「地域の現状をどのように認識されているか（経済、人口、 地域力など）」につきましては、人口では、平成12年の4,421人から、平成26年では3,520人と901人の減少、年平均1.5%減少しておりますが、平成22年から平成26年の間は、年平均1.2%の減少率となり、近年は人口減少が緩和傾向にあるところでございます。また、人口減少の要因は、平成12年から平成17年までは、転入・転出の社会動態が主な要因でございましたが、平成18年以降は、出生・死亡の自然動態が人口減少の主な要因となっているところであります。特に平成18年以降は社会動態による減少が緩和され、平成24年、平成25年にはプラスに転じており、また、平成21年から平成26年の間の年代別人口移動では、25歳から44歳の年代で60人、4歳から9歳の年代で21人増加をみております。

次に、経済では、平成12年から平成17年にかけて、林産業・商業・建設業などの業種が落ち込んだことにより、就業数が減少しましたが、平成18年以降は出荷額、販売額などが回復傾向にあり、就業者の減少が緩和されてきているところであります。

一方、全産業を通じて、事業者・従事者の高齢化が課題となっており、今年度、産業連携会議を立ち上げ、まず担い手確保に向け、情報の共有化を図っているところであります。また、今後予定している産業活性化支援機構の機能強化により、総合的な解決策を講じていく考えであります。

次に、地域力については、少子高齢化の進行、産業の疲弊、自治機能の低下などが懸念されているところであります。

既存産業の振興、誘致企業との交流促進、交流人口、これは一の橋バイオビレッジを例に、集落ビジネスなどしごとづくりを行い、自ら収益を得て、持続可能な集落を創り上げていくなど、人材を確保していくと同時に、他の地区においても、こうした取組を応用し、展開していく必要があると認識しているところであります。

三つ目の、「行政改革、財政、財源確保をどのように考えているか」でありますが、行政改革につきましては、昭和61年度に「第1次下川町行政改革大綱」を策定して、改革をスタートして以降、これまで7次の大綱を策定し、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上に努めてきたところであります。この間、地方分権、市町村合併の推進、地方交付税の縮減など、自治体を取り巻く環境は大変厳しく、平成17年には国から「行革推進のための新たな指針」が出され、全国の自治体に対して平成17年度から5か年の「集中改革プラン」の策定を義務付けており、本町においても同プランを策定して行財政改革を推進してきているところであります。現在、行革大綱の策定義務はないものの、従来の行政評価を継続するとともに、効率的な行政運営と行政サービスの向上を図るために、また28年度から普通交付税の算定に業務の効率化を反映させるとの情報もあることから、その状況なども踏まえ、第8次大綱を策定すべく、その内容、策定方法などについて検討しているところであります。

次に、財政状況につきましては、これまで環境未来都市の具現化、森林総合産業及び地域再生計画の推進などに伴い、決算額に占める投資的経費の割合が大きくなってきております。しかしながら、各種認定の優位性をいかし、高率な補助金や過疎債枠の確保、特別交付税の配分などにより、財政負担を最大限軽減するよう努めてきたことにより、財政健全化法に基づく各指標は、基準を大きく下回っており、健全な財政運営が図られていると考えております。また、大型事業の実施に伴い、一時的には町債残高の増加が伴いますが、交付税の補填などを差し引く実質的な負担につきましては、基金残高の範囲内にとどめるよう努めてまいるところでございます。

いずれにいたしましても、今後も重要施策等を継続して実施する必要があることから、現状を楽観視することなく、健全財政の堅持に努めてまいりたいと存じます。

次に、財源確保につきましては、事業の予算化に当たっては、国・道の補助金を最大限確保するよう努力するとともに、財団など民間の助成制度が活用できないかも検討するとともに、また、国の補正予算の情報も報じられていることから、情報収集に努め、財源確保に遺漏のないように予算編成方針の中で指示しているところであります。併せて、経費削減による財源の捻出についても指示しているところでございます。

四つ目の、「これらを踏まえ、予算編成に当たっての基本的な考え方、方針はどうか」でありますが、平成28年度の予算編成方針につきましては、11月30日に管理職に対して通知したところであり、これまで管理職連絡会議として非公開だったものを、予算編成過程の透明化を図る一環として公開で行ったところでございます。

予算編成方針における基本方針として社会情勢や財政状況に鑑み、三つの視点と六つの項目を基本的な方針として伝えたところであります。

三つの視点につきましては、「集中と選択による予算編成を行うこと」、「無理無駄を省き、住民目線に合致した予算編成を行うこと」、「既成概念や固定概念にとらわれることのない予算編成を行うこと」。

また、六つの項目につきましては、「第5期総合計画の着実な推進」、「地方創生に向けた施策の展開」、「環境未来都市、森林総合特区、地域再生計画等の推進」、「公約の実現と諸課題の解決」、「効率的で効果的な行財政運営の推進」、「積極的な情報公開と町民の理解」。

以上について、管理職がリーダーシップを発揮して、より根拠のある予算編成を策定するよう指示したところでございます。

平成28年度は、私の初めての本格予算編成となりますことから、これまでの先人の想いなどを共有し、地域課題の解決、小規模自治体のモデルケースとして、今後も戦略的に重要施策を展開してまいりたいと考えているところであります。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7番（春日隆司君）　一点目でございます。この5月、町長が新しくなったわけでございますが、町長は行政主導の傾向が強い、住民の意見を積極的に取り入れ住民参加型の協働によるまちづくりに変えていきたい、町民の意見を聞く姿勢が欠いている、批判を許さず物申せない、行政主導の政策と町民の乖離が目立つ、協働によるまちづくりを進める、さらに国から投げかけた補助事業にやみくもに飛びつき整備してはならない、住民の声を聞いてから考える、補助事業を提案していく前に住民と意見交換の場は必要等々、主張されているところでございます。この主張が変わらないとするならば、基本的な考え方は整理されていると思います。あとはどう実行するかだと思います。これまでの経緯をみると、進め方が分からない、進め方が見出せないという状況ではないかなと思いますが、考え方が変わっていないかどうか、そのへん御答弁いただきたいと思います。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　私が5月1日に就任してから8か月半ぐらい経過いたしまして、春日議員からみて物足りないところがあるんではないかなと、今の質問で感じております。私なりに精一杯やっておりますけれども、まだまだ未熟なところがございますので、

そのへんは御指摘を受けながら、今後 28 年度以降に向けていろいろと政策立案、そしてまた執行に向けて汗をかいていきたいなと思っております。また、この政策過程というのは、これはマニュアルがないわけでございまして、一定程度政策を進めていく考え方というのはしっかり示しながらも柔軟に対応していくことが必要ではないかと考えております。現在のところこの程度で考えを述べさせていただきたいと思います。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　未熟だとか物足りないということではなくて、自分の発言に責任を持つということをお話したいと思います。さらに、最近、社会資本整備が非常に負担になってきているわけでございまして、例えば、これはいろんなところでも取り組まれているんですけども、まずは構想する前に情報を出す、計画するときに共有すると。

私が申し上げているのは、マニュアルどおり進めるということではなくて、基本的な考え方が定まっているとするならば、進め方を一定程度共有したほうが良いんでないかという趣旨でございます。

そこで、いろんな専門家がおられると思います。まちづくり、地域づくり…そういう専門家の話を聞いてアドバイスをいただきながら、必要時においては外部の専門的な先生の指導を受けながら進める必要があるんでないかと。

さらに、会議のもちかた…今回の公区懇談会を聞き及ぶところによりますと、なかなか進め方が統一されていなくて、一体的なものとしてないというのがあります。

それから説明会の参加を聞くと、懇談会も136人ということで、そこで発言される人はいいんですが、参加しない、発言されていない民意をどう反映するのかというところを、よく検討していただいて進めていただきたいということでございます。

その点についてお考えがございましたらお願いいたします。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　この懇談会、過去には行政懇談会と平成 14 年度を最後として開催がされておりませんでして、今回五つの会場で開催したわけでありますけど、確かに少しバラつきがあっての進め方だったと反省をしているところでございます。来年度以降も継続してしっかり開催してまいりますので、そのへんは共有し、統一した進め方をしっかり図っていくように指示をしてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　町民参加のまちづくりを進めていただきたいと思います。

次、二点目の町民の信頼確保です。

まず、6,350株で317万5,000円というのは、逆算していくと出資金が2,000万円で、その出資した額の話であって、出資して株を買って株の評価額を僕が幾らかということを

聞いているところでございます。分かれば教えてください。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　これは企業情報でございまして、株価というのは上場していない限りは公開しないことになっております。私の株式については当初の株式から一部就任前にもう移譲しているところもありまして、これについては受け取りがございませんので、先ほどの答弁をさせていただきました。以上でございます。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　私が承知する範囲で、未公開の株については、純資産額割る株式発行額、例えば純資産が 4 億あるとするならば 4 万株発行しているとなると 1 株が 1 万円、6,000 株持っているとするならば…例えばでございますよ…6,000 万円の評価になると。これを売買したということを言われましたけど、売買益というのは資産報告書に当然書かれているべきでないかと思うんですけど、そのへんはどうなんでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　これは無償譲渡ですので、これは報告書に記載する必要はございません。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　無償譲渡であれば、6,350 株というのは何でまだお持ちになっているんですか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　これは税法上の問題がございまして、一気にできないということであります。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　私が今回こういうふうに質問させていただいておりますのは、政治倫理、人が守らなければいけない道ということだと思いますが、倫理をですね、条例だとか法律で決めるということ自体がどうなのかということがございます。ただ、政治家として町民の皆様から負託を受けて、選挙によって選ばれたものについては公平公正でなければいけないと。政治倫理が出た経緯というのは、政治と金の問題、政治と公共事業の問題、政治と建設業の問題が根底になり、国が動いて地方へとなってきて、現

在地方でも政治倫理の条例が制定されていると思います。これはですね、今まで公務員の方が町長になっていったということで、町長の同族会社だとかそういう会社を持っているわけではなくて、そこまで請負契約がどうのということはなかったと思います。ただ、全国的にみると、やはりその実情に応じてですね、下川町みたいな事例でいくと、やはりしっかり請負契約について規程されているというところでございます。御案内のとおり、これは企業さんにとって企業活動を阻害するものだということで憲法上争われた経緯もあります。最近の最高裁の判決では、これは違法ではない、違憲ではないということでございます。ですから規程なり、条例なり、本人、その他の人は関わっているわけでございますが、親族も本人同様、規定するというのが下川町の実情に合った規程でございます。そのへんどうお考えでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　仰るとおりでございまして、ただ私としては、住民の皆様からいろいろ推薦をいただいて今回就任させていただいたわけでございますが、前回の答弁でもさせていただいたところでございますけれども、規程をしっかりつくってですね、公平公正な立場で執行していくということに変わりはございません。規程については、その親族等については記載してございませんけれども、いずれにいたしましても厳しい視点でですね、これからも執行してまいりたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　これですね、町長、副町長、教育長の規程を設けたわけですが、これですね町長と企業の話ではなくて、下川町自体の倫理がどうかということを問われているんです…内外に。そこをよく理解していただいてですね、条例をつくる場合は、下川町はまして環境未来都市です。全国の先を走る自治体です。町長は日本一幸せなまちをうたってます…日本一です。日本一の制度、考え方、理念がなくて、それが本当に実現できるんですか。町民の理解が本当に得られるんですか。信頼ないところに住民参加、協働も僕はないと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　考えは変わっておりませんけれども、私がしっかり公平公正な視点でいろいろな執行を取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　今回、政治倫理規程を決めておりますが、政治倫理基準の中の 3

条の第 3 号で職務権限の行使云々…、行使によって財産上の利益を収受し、自己の財産上の利益の実現を図らないと書いてあります。町長は事務の管理執行の全責任を持ってます。業者を指名するのは職務権限に当たると思います。そして企業さんがそこで利益を…当然株主は御案内のとおり会社は営利を求めて、株主は会社が所有しているもので、株主は会社法上、配当を求める、剰余金を求める権利があります。そうすると公金が迂回して町長の私益に繋がっているといえるのではないでしょうか。この政治倫理基準からすると、契約はできないと解しますが、このへんは是非内部で検討していただいて、関係する検査、監査機関がございますので、そこでしっかり確認をしていただきたいと思います。それから、さきに発言されております住民基本条例の中で、見直しの中で条例化するということですので、この規程については先ほどの件を見直しを含めて条例化するということで、町長も先に発言されておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　これは一応、自治基本条例を検証して、その中でですね必要とされた場合にそういう倫理条例をつくっていくということで答弁したはずでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　先ほど申し上げたとおり、今の答弁は私が聞く限り、倫理観に欠如されていると思います。と同時に自浄作用が全く働こうとしていないと、これは私の感じたところでございますが、是非そういうところも踏まえて、下川町の倫理、下川町が内外に倫理が問われるというところを理解していただいて、条例化していただきたいということを申し添えます。御意見があれば…。

○議長（木下一己君）　…ありません…はい。
　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　それから、新年度の予算編成に当たっての現状認識、これについてでございますが、下川町は御案内のとおり、産業連関表…地域のお金がどう地域に流れてきているのか、地域がどう産業の関わりをもっているのかという産業連関表は作成しております。これデータが非常に古いと思いますが、是非これを更新していただいて、政策決定に…例えば今回ありました宿泊施設の場合には幾ら投資して、幾らの入り込みがある、幾ら外にお金が出て行くというところをですね、やっぱり政策決定判断の一つの指針として活用していくべきではないかと。そのためにも更新すべきではないかというふうに思っております。いかがでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　産業連関表については、マクロではなかなかない実態でございましたけれども、下川町が新しく取り組んで、小規模なこういう自治体でも産業の経済効果、波及効果というのを計ることができるということで、非常に必要なものと感じているところでございまして、更新についても少し研究してまいりたいなと、このように考えております。以上です。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　是非、現状の認識を踏まえて、政策決定にいかしていただきたいと思います。

それから、現状認識の中でございます。ちょっと前後してしまうかもしれませんが、産業連携会議を立ち上げて、産業活性化支援機構…総合的な解決を図っていくということでございます。この中で、産業の戦略的なところもこの機構の中で議論を進めていく組織なんでしょうか。この組織の概要を簡単でよろしいですがお聞きいたします。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　詳細については担当課長に説明させますが、いずれにしても今までもふるさと開発振興公社の中に産業クラスター推進部をつくって、この産業のマッチングをいろいろさせていただいたところでございまして、これを更に少し拡大いたしまして、全町に網を掛け、そして定住移住なども含め、担い手対策等もしっかり図っていきたいと思っています。

いずれにいたしましても、この推進機構については、産業連携会議から出された意見や提言なども吸収できるようなかたちをとっていきたいと思います。詳細については担当課長から説明いたします。

○議長（木下一己君）　環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（長岡哲郎君）　産業活性化支援機構でございますが、産業の振興を図るために、現在、町、クラスター推進部そして商工会、町外のシンクタンクで形成をいたしまして、商工業の事業承継、そして新産業の創造、企業化、こういったものを中心にこれまで取組を進めてまいりました。これを更に今年度、産業連携会議で農業団体、林業団体、そして観光団体、そういったところを含めた総合的な下川のタウンプロモーションができるようなものにしていきたいと、そういう機構を来年度整備をしていきたいというふうに考えております。

戦略戦術につきましては、これまでクラスター推進部が地域課題を解決していくための組織としてございましたので、課題を深堀していくようなものについてはクラスター推進部。全体をプロモーションしていくのはその機構でというような棲み分けで整備をし、町の活性化を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　次に、行政改革と財政と財源確保ということでございます。
　現在、行政改革の大綱づくりを検討しているということでお聞きしたかと思うんですけども、大綱策定のスケジュール感がどうかというのと、予算編成の執行方針にもあると思うんですが、やはり選択と集中となると、いかに経費を…コストを削減しながらといっても生産に結びつかない…結びつくコストまで下げていくということではございませんけども、そんな中でスケジュール感、それから推進本部会議とか検討委員会とか推進委員会とかございますが、今年の開催状況をお尋ねいたします。

○議長（木下一己君）　答弁を求めます。
　副町長。

○副町長（武田浩喜君）　それでは、行革大綱の関係について、私の方から御説明をさせていただきたいと思います。
　まず、行革大綱につきましては、今現在、7次の計画が26年度で終了しているということでございます。これまで国の指導方針もございまして、それぞれ行革を進めてきてございますが、今年度については新たな行革大綱は策定をせず、次の8次大綱の策定に向けた検討を進めているところです。今現在、行政評価を通じて各事務事業の評価につきましては実証しているところでございまして、それらを踏まえまして28年度には第8次の行革大綱というかたちで策定をしていきたいというふうに考えてございます。
　それから、会議の開催につきましては、内部の会議がございまして、それに関しては1回開催をしているところでございます。以上です。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　いろんな事務事業が輻輳化してですね、人的問題ということも考慮しなければいけないことだと思います。がしかし、選択と集中をしていく場合において、しっかり重たいものから非常に…常日頃まずは行政改革というよりは改善だと思います。細かな話ですけども、コピー用紙をどうするとか、電気はどうするかというところまで事務改善から、やはりしっかり行政改革の基本的な考え方を示して、その中で予算をどう組み上げていくのかということがないと、下川町の財政で余裕がない、一時遅れると大変な事態にいくんではないかなというふうに考えております。是非、スケジュールは聞きましたけども、前に倒すことが可能であれば、大綱をつくるということではなくても基本的な考え方をまとめて進むという、スピードをもってやるということが必要だと思います。
　それから、財政でございますけども、これは財政的な運営については、基本的には総合計画の中に基づいて財政運営を行うという理解でよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　そのとおりでございまして、それに基づいて進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　補正予算が国の方で組まれるということが今報道されておりますが、このへんの情報というのはどのぐらい入手をされているんでしょうか。

○議長（木下一己君）　総務課長。

○総務課長（駒井英洋君）　27 年度の補正予算については、国費総額で 1,000 億円程度、補助率 10 分の 10。それから交付限度額としては、市町村 3,000 万円から 5,000 万円。

対象事業の要件などにつきましては、まず総合戦略に位置付けられていること、1 億総活躍にも資する内容のこと、あとソフトが中心。スケジュール感としましては、2 月以降交付申請して、3 月末に交付決定、それで 4 月以降事業実施となりますので、繰越明許による実施となります。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　何でも交付金ありき、補助金ありきで進めるということではございませんが、是非そういう制度を有効に活用してですね、前にもお話させていただいたかと思うんですが、もしそういう情報があるとするならば、やはり情報開示、情報公開、住民参加の手続きからいうとですね、オープンにできる情報はすぐ出していくというのが住民参加の基本だと思います。

それから次に、財源確保でございます。予算執行方針、詳細は承知してないんですが、いろんな制度を活用してということだと思いますが、新たな財源を確保していくという基本的な方針はございますでしょうか。国、道の補助金とかですね、各団体の助成金とかあるんですが、ではなくて町独自の財源を確保していくという基本方針が示されているでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　それについては日々研究と努力を図っているところでございます。また、例えば、ふるさと納税等もいろいろと取組が進められておりますが、この 11 月末現在でも 3,000 万円ぐらい全国の方から寄附をいただいておりまして、これの一部を財源充当していきたいということも考えております。そのほかにもクラウドファンディングですとか、いろいろ民間事業の中でもこういう財源確保を見出すことができるのではないかと思いますので、引き続き研究と努力を重ねていきたいと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　町長からお話がありましたクラウドファンディング…不特定多数の方からお金をインターネットを通じて出していただくという制度だと思います。これみるところによりますと、地方創生の一つの柱だと、北海道それから隣の名寄市さんでも取り組まれているんでないかと思います。投資型と寄附型があるということで、寄附型というのはすぐやれることだと思います。いろんな意味でこういう新たな財源を確保するというところを積極的に進めていただきたいと思います。

それから、最後、基本的な考え方、方針でございます。今までの経過説明もあったんですが、下川町の歴史経緯をみると、昭和28年の国有林の取得というのは、町の予算規模が1億円の時に8,800万円も出して購入したと。そして31年に赤字団体になると。まして野心的な政策だったと思います。それから一つ、農業関係のハウス、これも非常に今日の農業の基盤を築いた画期的なことだったと思います。画期的なことを多々取り組めばいいということではございません。先見の明をみて当時の経営者、理事者は、議会または農協、さらには森林組合、企業さんと連携をしながら一体となって取り組んできたという下川町の歴史があると思います。是非この歴史を共有してですね、次の下川が望ましい姿で発展するために取り組んでいただきたいと思います。

28年度…これ町長の初めての予算編成でございますけども、総合計画それから総合戦略、未来都市等々、それらに基づいて執行していくということでございますが、町長の確たるまちづくりに対する予算編成に当たっての想い、それから28年度の最重要施策はどういう施策を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　私が長年まちづくりに携わってまいりまして、その中に自分で定義付けをしてございます。まちづくりというのは地域課題をしっかりと把握をして、それを地域の人たちと一緒になって課題解決をしていくという、そしてより良い生活をしていくということでございまして、いわゆる今回も公区懇談会、5 会場で開催させていただきましたけれども、地域に潜んでいる課題が何かということをしっかり見極めていきたいと、そしてきめ細かな行政サービスを行っていくことができるのではないかと、そのように考えているところでございます。ただ、過去に行政サービスという言葉は公共サービスの中に全部含まれておりまして、これは何回も説明しておりますけども、現在は地域の住民の方々やいろんな活動されている民間の方々と一緒になって公共サービスを施していくということが大事かと思っておりますので、このへんも念頭に置きながらこれから執行を進めていきたいなと思ってます。

それからもう一つの重要施策でありますけれども、現在これについては幾つかのプロジェクトをつくってございます。一つには、一の橋のバイオビレッジに引き続き、集落対策として上名寄地区のこれからの地域担い手や集落対策をやっていきたいと思ってま

すが、これまで日本の政治や行政の中で、農業振興というものにはかなり力を入れてまいりましたけども、これから下川町は農村対策、農村振興というのをしっかりつくり上げながら、コミュニティ活動、あるいはまたそこで活動する社会的企業の発掘など、こういうところにも力を入れてまいりたいなと思っております。さらに、これまで御努力いただいた森林バイオマスについても、熱電併給についての取組について、この28年度に向けてしっかり実証できるようなかたちを進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7番（春日隆司君）　そのような中で、最近、木質化が非常に促進されております。
　いわゆるその中でもＣＬＴという直交集成材…集成材を重ねる…クロスさせて逆方向に張り合わせていくというものでございます。これらについては国の政策として推進するということになっておりますが、下川町の現状をみるときに、なかなか民間の方では取組が非常にできない状況もあるのかと思うんですが、町としてこのＣＬＴ…木材加工の事業について調査研究、事業化に向けたお考えをお持ちなのかどうかというところをお尋ねいたします。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　現在、下川町では集成材工場が二つございまして、取組をされておりますけども、今御質問いただきましたＣＬＴというのは直交型の集成材、集成板ということで認識しているところでございます。私も岡山の真庭市に行ったときに、このへんを実際にいろいろ情報としてやらせていただいたところでありますけども、現状でこのＣＬＴを下川町が取り組むに当たっては、どのぐらいの設備投資が必要で、あるいはまたマーケットがどのぐらいあるのかというのは、まだまだ研究段階ではないかなと考えております。ただ、林野庁もこれについては推進をしておりますので、しっかり受け止めながら下川町としても研究検証を進めていきたいと思ってます。詳細については担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君）　森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君）　お答えいたします。ＣＬＴ…クロス・ラミネーテッド・ティンバーと申しますが、日本語で言いますと直交集成板ということになりますが、ＣＬＴは欧米で住宅ですとか三階以上の中高の建物などに今利用されている新しい木質建材でございます。日本でも東京オリンピックに向けて国内での普及が図られているところでございます。このＣＬＴのメリットとしましては、現場での施工時間がすごく短いということと、断熱性に優れている、さらに軽量ですので地震等の被害の軽減が図られるというところでございます。課題としては、耐久性ですとか設備投資などの問題もございます。いずれにしましてもマーケットとしてはかなり不透明なところも

ございますので、情報をきちっと把握しながら、町として方向性を探っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（木下一己君）　7番　春日議員。

○7番（春日隆司君）　是非、町としていろんな方向を探っていただきたいと思います。
　最後でございますが、経営用語として御理解をいただきたいと思うんですが、戦略というものについてそれぞれ地域戦略とかいろいろ計画とか立てられていると思います。
　戦略を目的とするならば、それを進める手段…戦術とでもいうんでしょうか、そういう手段をですね、いかに…住民参加も含めてですが、どういうふうにしてそれを進めていくか、進める体制をつくるかというときにきてるんだと思います。それで、総合戦略とか総合計画とか、先ほど私がお話した非常に重たい…先を見て業務、事務事業が多々あるんだというふうに思います。そんな中で、限られた人材でそれを進めていかなければいけないと。第一点は、限られた人材ですが外にも人材だとかいるわけで、そういうのを有効に連携しながら活用して、やはり進め方をしっかりしていただきたいと。それから、目的を達成するための体制をしっかり整備する必要があるんではないかなと思います。
　最後でございますが、予算編成に当たって、これはいろんな課題がありますので、本当に小さな話でございますけども、是非、小さな話ですが、予算編成に当たって御検討いただきたいというのは、住民の方がやはり町が進めていることに対して、自分が関わってないと、疎外感を持っているという住民の方もおられます。これは住民参加の基本で、いかに情報を出す、参画していくかということだと思いますが、是非その点にも配慮していただきたいと思いますのと、幼児センターにお子さんが入所する前に…十分承知してないんで失礼なんですが、給食のメニューをお渡しするとか、体験していただくとか、そういうふうにして事前にコミュニケーションというかですね関係が持てるようなことをやっていただきたいと。それから、これはいろんな課題があるのかもしれませんが、パークゴルフ場…下川町には総合グランドに夜間照明もございますが、パークゴルフ場の夜間照明の必要性などについても、これはいろんな課題があるというふうに承知しておりますが、御検討のテーブルの上に載せていただければなと思います。それから、加工所…これについてトマトの生産も進めていくわけでございますけども、農家の方と円滑な関係を構築しながら、トマト生産、質を含めて進めていっていただきたいと思います。小さなお話ですが、極めて重要な話だと思いますので、予算編成時に是非御検討をしていただければというふうに思います。以上で終わらせていただきます。

○議長（木下一己君）　答弁いいですか…要望として聞いてください。
　これで春日議員の質問を閉じます。
　ここで、午後1時15分まで休憩いたします。

休　憩　　午前１１時５２分

再　開　　午後　１時１４分

○議長（木下一己君）　休憩を解き、会議を再開いたします。
　次に、質問番号 3 番、3 番　斉藤好信　議員。

○3 番（斉藤好信君）　乳幼児等医療費扶助の拡充についてということで、私は先の 6 月の第 2 回定例会において、子育て世代の経済的負担の軽減のために、医療費の扶助を高校生までに拡充を進めるよう提案しました。答弁の中で町長は、育児に係る生活費の負担を軽減させ、子育て支援策を充実させることが必要であることから、実現に向けた検討を進めるとの明快な答弁をされていましたが、その進捗状況を伺いたい。
　また、道内において、特に今年度はこの乳幼児の医療費無料を進める市町村が多いと伺っておりますが、その実態も併せて伺いたい。以上です。

○議長（木下一己君）　答弁を求めます。
　町長。

○町長（谷　一之君）　斉藤議員の「乳幼児等医療費扶助の拡充について」の御質問にお答えしたいと思います。
　町では、子育て世帯の育児等に係る経済的負担を軽減し、子育て環境等の充実に向けた施策を順次進めており、御質問の乳幼児医療費扶助につきましては、平成 25 年度から対象を中学生まで拡充して実施しております。また、本年度、幼児センターの保育料の見直しを実施したとともに、バイオマス基金を充当し、さらに保育料を引き下げることにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を実施しているところでございます。
　平成 27 年度における道内の乳幼児等医療費扶助の状況につきましては、全道 179 市町村のうち、113 市町村が中学生までの医療費扶助を実施しており、32 市町村が高校生までの医療費扶助を実施しております。また、上川管内においては、高校生までの医療費扶助は 4 町村が実施している状況でございます。
　子育て支援等に関する施策は、第 5 期下川町総合計画の推進施策や総合戦略の中においても大変重要であると認識しているところでありますが、子育て支援施策全体の施策を検討する中で、より効果的なものとなるよう検討してまいりたいと思います。
　以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　前回の私の質問の町長の答えがですね、議会広報並びに新聞等の中で、町長の答弁が報道されたわけでありますが、多くの町民、特に子育て世代の町民、またひとり親の方を含めてですね大きな期待がありました。ですが、今の答弁を聞きますと、一歩後退したような印象を私は受けます。今、町長から説明があったとおりですね、私が前回質問した時の道内の実態からしますと約 2 倍ほどにですね、中学生ま

で、または高校生、18 歳、南富良野町のように 22 歳までの大学を進学して親の住所が地元にある場合を含めてですね多くの自治体がこれを導入しております。どの自治体にあっても財政難の厳しい中、自分の町や村の将来の展望をしての決断であり、またトップの英断だと私は敬意を表したいと思います。

これは僕が常に思っているんですが、これを提案するときにですね、考えの中で一時思ったことは、ここに所得制限を付けた方が人数的に…今、下川の高校生約83人だと思いますが、付けた方がいいのかなというふうには思いました。ですが、これは皆さん承知のとおり、下川の勤労所帯の所得というのは本当に200万円台、ちょっと多い人で300万円台という感じがします。一部の公務員の方とかですね、そこからみれば一般企業に勤めている方は本当に所得が低い方が多いと思います。これに関する話なので、道は外れないと思いますが、アメリカの市民運動家のヘンダーソンという博士はですね…女性の方ですが、今世界が求めているこの経済、利益重視、または利益の追従というなかにあってですね、このヘンダーソン博士が言われたことは、愛情の経済に視点を置くべきだという提言をされました。これは何かというと、特に女性が担っている育児…家事も含めて、それからボランティアも含めてですね、こういうものは表には出てこない、しかしこの経済の中にはこういう女性たちの育児、家事、それから地域のボランティアを含めたこういう活動が根底になってですね経済が進む。そこに私たちは重きを置いてですね、女性、子供に対してどうやって行政が手を差し伸べていくのかということを重きを置いてやるべきだというお話です。アベノミクスというものがありますけども、まだまだですね下川町を含めて、この地方にはその経済の恩恵、所得が上がるとかそういうものは目に見えない状態が続いていると思います。家庭にあっては女性が生活費を切り詰めてやり繰りしているという、これが現実だというふうに私は思っています。その中で、特にひとり親の家庭の中で子供さんを学校に行かすということは、これは大変なことで、その中で行政ができる分、前回提示された年間約150万円…高校生の医療費を無料にした場合に150万円ぐらいかかるだろうという提示をされました。私もそういうふうに思います。ちょっと事例ですが、今回10月1日から道東の清里町で高校生までの医療費を無料にするということが決められました。これはさっきの数の中の1町ですけども、そこもやはり下川とほとんど同じです。子供さんの数が大体111人…高校生。もちろん町内と町外に出てる方もいますが、これで大体年間200万円ぐらいの予算を組み立てて、今年度はちょうど10月1日からですから半年分ということで100万円ぐらい。このぐらいの金額で子育て世代の方々の生活の軽減が図れてですね、できればですねこれほどの…町長の言われた日本一幸せなまち、これは住民が特に子育て世代の…若い世代の人たちに恩恵がいかなければですね、町長のお題目にある幸せ日本一が実感として伝わってこないというふうに僕は思うんですね。そういう意味を含めてですね、この生活費の負担の軽減を進めるためにも、私は高校生まで思い切った町長の英断を求めたいと思います。先ほどのヘンダーソン博士のお話にあったとおりですね、やはり僕自身もそうですが、女性と子供がですね本当に輝いてこなければ、生活に不安とかそういうものがなくなって輝いてこなければですね、やっぱり家庭の和らぐというのもないし、また地域の幸福と希望というのは生まれてこないんじゃないかと思うんですね。話が長くなりましたが、そういうものを含めてもう一度町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　仰るとおりでございまして、決して後退したわけではなくてですね、これまでの経過の中で、先ほど答弁でも言いましたけども、25 年度に森林バイオマスの熱供給の関係の中で、燃料代等が非常に有利に働いたということで、約半分ぐらいを充当してきたわけでありますけれども、現状はまたそのへんの灯油等が下がってまいりまして、非常にその差額という部分では厳しい面がございます。それが一点でございますし、また二つ目には、この高校の支援の問題については、前回も斉藤議員の方から高校存続問題にも絡めての話がありましたけれども、これは別途切り離して考えていかなければならないと私どもは考えております。それで、後退したということではないということはですね、一つには子育て支援について包括的にもう少しやることを一つ一つ考えていこうということなんです。その一つにおそらく高校の医療費支援というのは優先順位は高いほうに入ってくると思うんですけども、いずれにしてもいろんな町が施策や政策をやっていて、良いとこどりだけをたくさんしていったら下川町は金が幾らあっても足りませんので、そこを包括的に考えて優先順位をつけて、そこに高校生の支援というのが合致するような、そういうようなことをしっかり検証していきたいということでございますので、今回 28 年度に向けてすぐにはできないかもしれませんけども、一応そういう考えを持っておりますので御理解をいただければと思っています。以上です。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　私はですね、地方の自治体の良いとこどりを下川もやれということではなくて、この施策というのは本当に喫緊の課題と僕は思ってるんです。一つはですね、前回町長が言われた課題の一つに、コンビニ受診ということを言われました。

これはほかの自治体でも…特に大都市に関しては本当にそういう意味では病院の数も多いし、町長の言われたことも当てはまらないとは言いませんけども、下川町に当てはめて言えば、まずは町民を信頼するということから始まらなければ、こういうことをしたらこういうふうにするんじゃないかという先のことを考えてやるもんじゃないなと思ってるんです。例えばコンビニ受診がどうしてもネックになるんであれば、今は中学生までは現物給付方式で行っていると思いますが、これを償還払い方式にするとかですね、そういうことはできるというふうに思うんですね。この子供たちの医療費を無料にした場合の効果というのは、例えば生活が大変な親がですね、子供がちょっと病気の前兆があるなというときに、ちょっと我慢しなさいと、そういうふうに我慢させた結果、行ったときには重症になってたということもあるし、これをやることによって結局、助成を行う前よりも一回の金額が下がった事例もあるわけです。こういうメリットもあるし、僕は金額よりも子供たちが病院に行きたくても行けないというふうになって重症化するということのほうが非常に怖いなと思ってるんですね。それから、ここにいる方もそうだと思いますが、大体人生振り返ってみると、高校生時代、中学生時代にいた地域というのは自分の思い出の中で大きな割合を占めることが多いと思うんです。そういうのも

含めてですね、自分の町を愛するというか、自分の町はいいなと…今Ｉターンとかありますけども、本当に一回都会に出た人たちがですね、また地元に戻る、この人口減の対策にも良いふうに出てくると思うし、定住の促進も図れるというふうに思うんですね。9月15日に北海道知事の高橋はるみさんが、医療費の助成という方に方向付けをされています。ですから、そういう意味で言ったんではないと思いますが、ほかの町がやっているからうちもやりたいというのではなくて、そのへんをですね本当に分かっていただいて、是非ですね前向きな答弁をいただきたいと思います。

また、確かにですね、先ほど言ったコンビニ受診も含めて、そういう危惧もないわけではないですが、その中に含めていくのはやっぱり…これは福祉課とかですね包括の方にお世話になると思いますが、やっぱりお子さんのいるところの家庭には、子供の医療に関しての知識という普及の面も進めていかなければならないというふうに思うんですが、そういう面を含めてですね、再度町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　何回も言うようですけど、その時機をみているということでございますので、御理解いただきたいと思いますが、実はこの福祉政策になるんですけども、今、全町的に何が一番問題かというと、今たまたま天候の良い日が続いてますけれども、住民の一番の問題は除雪・排雪なんですね。それで今回予算に上げさせていただいておりますが、生活保護を受けている方、母子家庭の方、あるいはまた高齢者で一人住まいの方、除雪に関しては非常に危惧しておりまして、そこを優先的にまず全町的に網を掛けようということで、ここに少し予算を充当させていただいております。

また、今回、行政報告させていただきましたけども、医師確保ということで、町民の方々が安心して病院に行ってですね、治療を受けられる、それには医師の体制や看護師の体制をしっかりつくっていかなければならない。

そういう優先順位と包括的なところからみると、今の高校の医療費問題というのは二つ目、三つ目にちょっと順位が下がってしまいますけれども、決して後退したということではなくてですね、次の機会をみてしっかりとそのへんは上程できるかどうかということを考えていきたいなということでございますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　分かりました。是非…今、二番、三番と言われましたが、これから半年間の冬期間に入るわけですが、そういう面を含めた順番になるかもしれませんが、やはり来春くらいからですね…新しい年度からできるような方向にですね、是非進めていただきたいというふうに思います。

次にいきます。高齢者住宅対策ということで、下川町の高齢化率が約40％に迫るなか、一人暮らしの不安を抱えた人、そして食・住の不安等、福祉住環境の様々な課題が顕著になってきた。緊急の課題は…先ほど町長が述べられたとおりですね、この冬の除雪・

排雪の不安を取り除く対策を講じることであると思います。これは先ほどとちょっと重複しますが、もう少しですね具体的に考えを示していただきたいと思います。

そして町に対しての高齢者…これは夫婦の方もいらっしゃいますし、一人住まいの方もいらっしゃいます…の要望、また期待というのが、回って歩いてよく聞くのは、今はまだ自分の持ち家、または借家に住んでいるけども、あとのことを考えると近い将来、まだ元気なうちに共生型住まいの場の…「ぬくもり」のような…あのような住宅に入居したいという声がかなり多いです。この声は町長にも入っていると思いますけども、この「ぬくもり」のような住まいを将来的に造る可能性というのは、町長のお考えの中にあるのかどうかを伺いたいと思います。

また、快適住まい促進事業の期間が明年の3月末で切れることになりますが、現在の町内の空き家の実態数、今後の高齢化の進み具合を考えると、解体を選択する方は増えていくのではないでしょうか。また、中古住宅の購入を希望される方も空き家の増加にあわせて多くなるように思います。町民の要望も多い快適住まい促進事業…こういう施策を是非継続の方向で進めていただけないかどうか、このへんを含めて町長の見解を伺います。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　「高齢者住宅対策について」の御質問でございますので、答弁を述べさせていただきたいと思います。

本町における高齢化率は39.7％となってございまして、年々上昇している状況でございますが、第5期下川町総合計画の基本目標の一つである「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」によって、高齢者の皆様に対し様々な施策を通じて生活対策を進めてきたところでございます。

御質問の一点目でございますが、緊急の課題である除雪排雪の不安については、本年度におきましても、高齢者の除雪困難者に対して、介護予防を目的とした除雪サービスを行っているところでございます。今年度は、冬季直前に担い手業者の一部が廃業したことによりまして、高齢者が除雪に不安を抱いておりましたが、除雪事業者や民生委員の御協力を得て、希望される高齢者の皆様に除雪サービスを提供しているところでございます。併せて、関係各課…これは庁舎内に4課で設置してございますが、建設水道課・税務住民課・保健福祉課・総務課と…ここの4課で協議を行いまして、今シーズンの除雪対策の充実化を目的に検討を進め、除雪及び自主排雪補助事業の見直しを行うとともに、注意事項の広報及び公営住宅入居者の連携推進を図るなど、町民の除雪不安の解消に努めているところでございます。また、来年度の降雪期に備えて、現行制度の検証と新たな制度構築を図るため、関係部署並びに関係団体と連携しながら議論してまいりたいと思っております。

御質問二点目の、共生型住まいの場のような住宅についてでございますが、共生型住まいの場「ぬくもり」は13名、高齢者生活支援ハウスは20名、民間事業者の方では、住宅型有料老人ホーム13名、認知症共同生活介護では18名の合わせて64名の入居が可能となってございます。また、公営住宅、一の橋集住化住宅、検討中の上名寄集住化住

宅等を合わせると高齢者が入居できる住宅は一定程度確保できるんではないかと考えておりますが、共生型住まいの場のような住宅を希望する高齢者が今後も増加するものと認識しておりまして、総合戦略に盛り込んだ「高齢者向け快適居住空間の具現化に向けた実現可能性調査」を実施いたしまして、高齢者向け住宅建設を検討してまいりたいと思っております。

次に、下川町快適住まいづくり促進条例につきましては、御案内のとおり、平成28年3月で時限を迎えることになりますから、制度の改正に向けた検討を現在行っているところでございます。これまでの取組としては、広報10月号で制度改正についての意見募集を行うとともに、各種審議会や関係団体等から意見をいただきながら、見直しの作業を進めているところでございます。本制度を開始いたしました平成23年度から現在までの実績といたしまして、新築が12件、中古住宅取得15件、解体94件、改修109件、環境負荷低減設備整備といたしましてペレットストーブの購入や太陽光発電施設の整備が18件、延べ248件が実施されておりまして、補助金額は2億4,000万円に上り、総事業費は約7億4,000万円という…約3倍ぐらいになっているわけでございます。快適に暮らせる住まいづくりの促進と地域経済の活性化に繋げていると評価されているんではないかと認識しております。制度の改正に向け、制度内容、実績の検証や住宅関連情報等の把握、これまで寄せられた御意見の集約を行いまして、条例改正の概要のパブリックコメント手続によって町民の皆様から御意見をいただき、条例改正を進めてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、時代背景や地域の状況を合わせ、より制度内容を充実してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　今、町長が話されたことですね、いろんな課題があります。今言われた除雪、排雪…これは冬期間のことですが、その中においてもやはり家が古いから寒い、特に一人住まいの高齢者の方で心配なのは、冬期間、茶の間と風呂の温度差がある中で、風呂で倒れてしまう、または急に動けなくなる、私たちは今健康だからなかなか実感がわかないかもしれませんが、これは現実的にこういう可能性が非常に高いですね。それから、自分の食事作りがですね単調になってしまう、また作るのが面倒だという…これは一時配食サービスというものがありましたけど。先ほど「ぬくもり」の要望もありますけども、課題の中であるのはですね、約 40%の高齢化になっていく中で…これは 65 歳以上ですから、もうちょっと年齢が上がった中で…年齢で決められないんですが、要するに健康長寿という方が多くいてほしい、そういう方になってほしいという、ただ年齢の長寿ではなくて、健康な長寿の方、そういう方にするにはですね、これは一つの統計であるんですが、一人暮らしの高齢者の方でずっと家に閉じこもっている方というのは、うつ病を発症してですね、それが認知症に繋がっていくというお医者さんの事例があります。特に単独で食事をしている方はですね、誰かと一緒に食事する人よりも 2.7 倍の発症率があるというデータが出てます。　また、女性の場合でもですね、自分の子供、家族と一緒に暮らしている方であっても、女性の方は敏感であって、同じ家

庭の中で阻害されてしまうと孤独感の中で自分が孤立してしまうんですね…家庭内の中で。そういう状況にある人もですね、普通の人から比べると約 1.4 倍ぐらいの発症率があるというふうに言われています。これを含めてですね、私もそうですが、やはり一人で食べるよりも何人かで食べる、そして話をするという簡単な図式が高齢者にとっては非常に大切なことであって、将来的に…今町長の答弁にありましたが、この「ぬくもり」のような施設というのは、ある意味優先順位では高いんではないかと思うんですね。うつが発症した場合、当然閉じこもりになります。そして身体機能が落ちて介護が必要になってくる。こういう方を増やさないためにも今言った共生型の住まいも含めて、やはりお年寄りが集まれる憩いの場というものを、これは 6 月か 9 月にも言いましたけども、何もですね良いものを造るんでなくて、あるものを…特に空き家とかそういうものを活用して何とかできないかと。包括の方でも健康なお年寄りを増やすために介護予防という点でふまねっととか、保険福祉課とか包括でやってますけどもカーリンコンとか、家に引きこもっている人を何とか出して、みんなと関わってお話をしてですね、ちょっとしたゲームをやりながらですね、そういう介護予防を進めていますけども、それも含めて先ほど言ったお年寄りの集まれる、そして軽い食事をしたり、何をやっても結構ですから、規則がもしあるとしたら、例えばお金を賭けないとか、吸わないとか飲まないとか三つぐらいの規則があるとしたら付けてですね、いつでも気楽に集まれるような場所もこれからは必要になってくるんじゃないかというふうに思います。またこれが健康長寿の人を増やすより良い効果があるというふうに思います。これは事例ですけども、東京の文京区で行っている一つの事例ですが、文京区は御承知のように学校が多いところです。そこにいる地方から来ている大学生…下宿されている方、一人住まいの方を、そこの区で声を掛けて、お年寄りとの食事の場の中に一緒に入ってもらって、月 4 ですか…その程度やっている効果が徐々に出てきています。いつも一人で寂しく食事しているお年寄りが、そういう若い人とのコミュニケーションを図りながら食事するという、これは地道にみえて健康長寿の方を多くしていく取組であります。そのへんを含めて多岐にわたりましたけども、町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　冒頭の答弁でも申し上げましたように、必要性を十分感じているところでございます。前回もお話したかと思いますけれども、「ぬくもり」等の入居者に対しまして、ちょっと私も訪問をしてですね、お一人ずつ意見を伺いました。皆さんが安心して生活をされているというのを実感として感じましたので、やっぱりこういう施設の必要性というのをつくづく感じてます。また、民間事業者の方が経営しております二つの施設の訪問をいたしまして、経営者の方や入居されている一部の方にいろいろ伺ってきたところでございまして、この民間事業者の方々の経営についても町としてどういうかたちで支援していくことができるのかと、そういうこともいろいろと考えていかなければならないと思っております。それで、現在、総合戦略の中でこのプランについてはいろいろともんでおりまして、今後、高齢化も 40 から 45、50％と限りなく高くなっていくことが想定されますので、そういう意味ではこういう施設の可能性をいろん

な機会に探ってまいりたいなと思っているわけでございます。その一方で、財源が必要になってきます。この「ぬくもり」だけみてもですね、建設費に約 2 億 3,000 万円ぐらい掛かっております。それで維持費にですね…これは社会福祉協議会に支出しているわけでありますけども 1,000 万円ぐらい町から支援をいたしまして、そして運営をしていただいております。こういうかたちで施設を造れば造るほど当然メンテナンスや維持費が掛かってまいりますので、こういうのも将来計画をちゃんと考えながらやっていく必要があるんじゃないかと思っております。それから高齢者の方々、一人住まいの方々というのは、これ施設も含めて 300 世帯以上町内にございますので、こういう方々が表にでる機会というのをつくっていかなければならない。それでいま総合戦略の中で考えているのは、幸福度を高めていこうということなんですね。幸福度の中には指標が幾つもあるんですけども、やはり一番大きいのは人との交流というのが一番大きいわけです。

そして健康ということが次に入ってきます。ですからこういうようなところにも行政がどこまでやれるのかというのがちょっと不安なところもございますけれども、行政の中でやれるところ、そして住民の方や民間の方々に協力をいただけるところ、そういうところをいろいろとステージをつくってですね、議論をして、そして執行していきたいなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　正にですね、町長が今言われたとおりですが、幸福度というのは第一に不安を取り除くというものの裏返しだというふうに思うんですね。この「ぬくもり」13 室ですか、ちょっとお聞きしたいんですが、入れる方が決まっているんで、選考に漏れた方…そういう人も含めて、僕が一番思うのは、潜在的にそういう希望される方がもし把握していればですね、ちょっとそのへんをですね伺いたいと思います。

○議長（木下一己君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君）　今、「ぬくもり」の待機者についてはですね、2 名ほどおります。この入居を決めるに当たっては入居者選考委員会がございまして、そこで緊急性だとか、その人の今の生活環境等を考慮して選考するものでございます。なお、漏れた方については自動的に待機者というようなかたちで引き続き審査の対象になるというようなかたちでございます。以上です。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　潜在者がどのぐらいいるかというのは想定になるので、答えにくいかもしれませんけども、やはり二桁ぐらいはいらっしゃいますか。

○議長（木下一己君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君）　今、言ったとおりですね、潜在者につきましては、おそらく町内には一人暮らしの方がたくさんおりますので、潜在的にはたくさんおられますが、今、入居を希望していて待機者になっている方は2名でございます。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　関連してお聞きしたいんですが、下川町共生型住まいの場の設置及び管理に関する条例施行規則というのがありますよね。これ確認だけでいいんですが、第2条から第10条までの規則中に、「町長」というふうに記入されている部分をですね、「指定管理者」と読み替えるという部分がありますが…これはいいんですよ。あそこの指定管理は福祉協議会が行っているわけですが、これは例えば第3条第3項第5号の「町長が不適当と認められるとき」、それから第4条第1項第3号の「その他、町長が必要と認める者」というですね…選考の基準ですか、ここのときに福祉協議会の管理者が町長の代行みたいな感じで入ると思うんですが、この事例のときにですね、町長にはこういうことがありましたみたいな話というのは届くようになっているんでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　例えば、決算報告とか、事業報告とか…。

○議長（木下一己君）　ちょっと趣旨が伝わっていない…。
　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　第3条第3項第5号というのはですね、入居者が不適当と認めたときとかですね…不適当というか条件がありますよね、例えば精神的にあれとか、こういう方はここには入れませんよみたいな、それから自分で動けないとか、そういうときの不適格というか…ちょっと違う施設にとかですね。あと、この4条の3というのは、選考するときに…認めるものというふうに書いてありますが、こういう二つがあるんですね。この中で福祉協議会がこれに入ってきますね…町長の代わりとして…管理者ですから。その時にこういう事例が今回ありましたと、こういう方がいたので、こういう状況なので他の施設に移ってもらいましたというときのその報告というのは町長の方には伝わっていくんですか。

○議長（木下一己君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君）　町長が認めるだとか、そういうところに関してはですね、先ほど言いましたように入居者選考委員会の中で選考をして、その中でも特別なあれはあるんですけども、事前の要項の中で決定されていることなので、町長が特に認めるだとか、町長に報告するだとかというものは今までなかったです。選考委員会で選考された者については、経過報告は特にはしてません。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　町長ですね、元建設業界の社長ですから、ちょっとお聞きしたいんですが、先ほどですね「ぬくもり」の建設総事業費が約 2 億円、この中に…これは素人考えで申し訳ありませんが、そんなに重要じゃないんですが、例えばですね「ぬくもり」のような施設ですね、あんなに立派でなくてもいいんですが、下川の建設事業体が主となってですね、設計から全部のものをやった場合の総事業費ですか、この圧縮というのはですね、設計なんかも…「ぬくもり」の場合は設計が 896 万 7,000 円ぐらいですか、こういうものというのは圧縮というのは圧縮して、もっとコストを下げた値段で建設できるものなんでしょうか。可能性はあるか…。

○議長（木下一己君）　建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君）　建物の建設に関しましては、いろいろな要件があると思います。施設の内容、そういうものによって設計が始まると思うんですが、設計の内容を損なわないようなかたちでのコストを下げるというのは十分検討されると思います。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　快適住まいづくり促進事業についてですね、ちょっと確認も含めてですねお聞きしたいと思います。確認ですので…これは業者的には町内の業者でいいですか。

○議長（木下一己君）　環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（長岡哲郎君）　町内の事業者で間違いありません。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　町内の業者が請け負ったときですね、その業者がいろんな都合を含めてですね、町外の方に下請けに出すという事例はありませんでしたか。

○議長（木下一己君）　環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（長岡哲郎君）　あくまでも町といたしましては、町内の事業者…指定登録をしていただいた事業者さんと契約を行って実施していただいているというところでございます。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　ということは、町内の事業者が契約を結んだその後で、その事業者が町外の方に下請けに出した場合も、それは別に規則違反じゃないということですか。

○議長（木下一己君）　環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（長岡哲郎君）　工事の実施に当たっては、そこまでの追跡調査は町としてはやっておりません。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　つまりいいということですか。追跡調査をしないということは、それはそこの事業者にお任せするということで…そういうふうに理解していいんですか。

○議長（木下一己君）　環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（長岡哲郎君）　下請けに出される場合、全く駄目だということだとは思いませんが、一部その事業者が出来たり出来なかったりということもございますし、それは事業者さんの中でやっていただくことでございますので、町はあくまでも町内の事業者さんと契約をして、そことやるということでございます。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　分かりました…分かりましたというか、一応今のお話を聞いておきます。

これもまた確認なんですが、中古住宅の取得というのは、町民のみに該当していると思うんですね。これをですね、先ほどの答弁の中にあったとおり、これから条例も含めて改定していく、それから継続の方向も進める中で、是非、人口減の歯止めも部分もあるし、町外の人も中古住宅を取得できるような方向にもっていっていただければなと思うんですね。それはそれでいいです。

そしてちょっと確認ですが、中古住宅を取得する…つまり買う、買った人はその買ったままのそのものに入るという人は少ないと思うんですね。当然そこで家族の構成に合わせて住宅をリフォームして、そして入るというので。これは確認ですけども、中古住宅の取得と改修はワンセットでよろしいですね。つまり両方とも補助が出るという、中古住宅の取得にも補助が出る、それからそこに入るときのリフォームする…改修するやつにも補助が出ますよという…このワンセットで考えてよろしいですか。確認だけです。

○議長（木下一己君）　環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（長岡哲郎君）　中古住宅の取得の第一点ですけれども、町外の方ができないのではないかというところは、確認されましたけれども、中古住宅の補助申請については、売買契約をしていただいて、登記が可能であれば登記をしていただいて、その事後に補助申請をしていただくかたちなので、当然町民になっていただけるだろうということで町民ということを対象にしております。

ほかの事例については、新築住宅とかにつきましては建設の契約をしますが、まだ家が建っておりませんので、町外の方も町内に来るという約束の下で…確約書の下で補助申請ができるというかたちになっております。

それと、改修と取得が両方出るかと…セットではありませんけれども、中古住宅を取得してそのまま入られる方もおられますし、改修して入られる方もおられますので、これは両方とも…セットではありませんけれどもそれぞれで補助対象になります。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　分かりました。是非ですね、下川から名寄に通っている方もいらっしゃいますが、町外から…特に名寄辺りから町内の事業所に通勤されている方もかなりの数がいらっしゃいます。そういう方がですね、公営住宅なんかに申し込みされた方もいらっしゃいますが、これからこの空き家対策の面を考えると、是非そういう方が中古住宅を取得できるような方向にもっていくようなかたちを進めていただきたいと思います。これはいいですね、これで…そういう方向ということで。もし町長お話があればどうぞ。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　住宅対策は議員の皆さんからもたくさん寄せられておりますので、この空き家対策だけではなくてですね、本当に新築も含めていろいろと全体的に体系的に考えていかなければならないと思っておりますので、その一つの手法として空き家対策をしっかりやっていくということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君）　ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

○議長（木下一己君）　これで、斉藤議員の質問を閉じます。

次に、質問番号4番、4番　奈須憲一郎　議員の質問に入ります。

○4 番（奈須憲一郎君）　それでは、一般質問通告しました内容に基づきまして、大き

く三点について一般質問いたします。

まず、一点目、気候変動枠組の国際的な動向の把握について質問いたします。一問一答方式により行います。

11月22日から27日の日程で開催された、ＥＵ主催の日欧都市政策対話事業、第2回日欧都市交流会議に参加するため、議会代表の私を含む5名の下川訪問団で、ドイツのライプツィヒ市、及びスウェーデンのベクショー市へ行ってまいりました。その経験を踏まえ、質問いたします。

下川町のペア都市であるベクショー市は、1996年に化石燃料ゼロ宣言を議会で全会一致採択し、大規模な木質バイオマス熱電併給施設を整備するなど、2030年のゴールに向け着実な成果を挙げている「ヨーロッパで最もグリーンな都市」です。そのベクショー市は、私たちの訪問後、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、通称ＣＯＰ21に参加しています。下川町はまだその域に達していませんが、環境未来都市のビジョンの中には下川で培ったノウハウの海外移出も含まれており、近年森林国際フォーラムを主催していることから、こうした国際的な動向について少なくとも情報を把握し、今後の対応を見極める必要があります。

そこで町長にお聞きします。

一点目、ＣＯＰ21での議論の概要及び日本、下川町の取組への影響について。

二点目、特に途上国が自国の森林を保全するため取り組んでいる活動に対し、経済的な利益を国際社会が提供する試みであるＲＥＤＤ＋（レッドプラス）と下川町の森林吸収量活用などの取組との関係について。

三点目、国際フォーラム開催後の国際社会との継続的な関係構築の状況について。

以上、三点についてまずお伺いします。

○議長（木下一己君）　答弁を求めます。

町長。

○町長（谷　一之君）　奈須議員の「気候変動枠組の国際的な動向の把握について」の御質問にお答えしたいと思います。

御案内のとおり、本町は2050年までに1990年比で地域内のＣＯ2排出量を66％削減させるとともに、森林吸収量を4.5倍に高める大きな目標を掲げ、2008年…平成20年でありますけれども…国の環境モデル都市に選定され、木質バイオマスのエネルギー活用、カーボンオフセットの推進、地域材の利用促進など、環境と経済活動を結びつけた低炭素社会の構築を目指し、積極的に事業を進めているところでございます。

このような中、11月30日から12月12日までの間、温暖化対策における2020年以降の新しい枠組み等を協議する「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」、いわゆるＣＯＰ21がフランス、パリで開催されたところであります。

御質問の一点目、ＣＯＰ21での議論概要及び日本、下川町の取組に対する影響についてでありますが、気温上昇を2℃未満に抑制することなどの数項目にわたる合意文書案を議長国であるフランスが提案し、合意文章案に基づき協議がなされ、先進国、新興国、途上国それぞれ立場の違いから温暖化対策に関する資金支援などを巡る各国間の意見対

立もあり、会期が延長されたものの「パリ協定」の合意に至ったところでございます。

今回の「パリ協定」の採択によりまして、温暖化対策は既に個々の国の利害問題から国境を越えた人類の課題であるとの認識がなされたものであり、日本における影響としては今後様々考えられるものの、経済発展を遂げた先進国の責任として積極的な温暖化対策を講じていくべきと認識しているところであります。

次に、御質問の二点目につきましては、温暖化による気候変動の原因となる森林減少・森林劣化を防ぐため、森林保全の重要度が増し、特に途上国の森林保全が緊急課題であると認識されているところであります。そこで途上国が取り組む森林保全活動に対し、資金支援をする「ＲＥＤＤ＋（レッドプラス)」につきまして、既に 2013 年のＣＯＰ19 において基本的な枠組みが決められておりました。しかしながらこれまで自主的な取組とされており、今回の採択を受け、今後「ＲＥＤＤ＋」が国連下の法的拘束力を持つものとなることが予想されますので、より実効性が高まると考えております。下川町といたしましても、詳細情報の収集に努め、今後の動向を見極めてまいりたいと思います。

情報の収集に当たりましては、本町の環境未来都市推進アドバイザーである国連環境計画・金融イニシアティブ特別顧問の末吉（すえよし） 竹次郎（たけじろう）氏が今回のＣＯＰ21 に参加していることもあり、的確な情報の把握に努めてまいりたいと思います。また、今回のＣＯＰ参加は見合わせましたが、同じくアドバイザーである日本大学の小林（こばやし） 紀之（のりゆき）教授から、ＣＯＰ21 における「ＲＥＤＤ＋」等の位置付けについて詳細情報をいただけるとの連絡もあり、併せて各省庁からの情報収集等に努めてまいりたいと思います。

次に、三点目の、国際フォーラム開催後の国際社会との継続的な関係構築の状況についてでありますが、国際森林フォーラムは平成 25 年 2 月と平成 27 年 2 月の 2 回開催してきており、平成 25 年では林業・林産システムの革新、森林バイオマスを活用したエネルギーの完全自給、担い手対策、森林文化創造、平成 27 年では地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を最重要施策と位置付けることを下川宣言として採択しているところであります。これらの基調の中、これまでデンマークやドイツ、スウェーデン、オーストリアなどと情報・技術の交流を進め、本町における最適なエネルギー施策の構築を目指しているところでございます。特に、再生可能エネルギー活用の先進地であるデンマークとの関わりでは、熱利用に 110 年以上の歴史があるデンマークの技術を学び、下川町が目指す森林バイオマス地域熱電併給システム構築のため、デンマークのグリーンエネルギー企業群との会合や関連施設の視察などを通じた検討も行ってきているところでございます。また、ＦＳＣ森林認証、カーボンオフセット、森林環境教育の取組が東南アジア、南米、アフリカ諸国に注目され、「ＪＩＣＡプロジェクト」としての視察が定例化され、情報・技術の移転が図られているところでございます。さらに、来年 2 月、アメリカのポートランドで開催される「環境未来都市」構想推進国際フォーラムにおいて、下川町の取組事例についての発表機会を内閣府からいただいたところであり、情報の発信に努めてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、本町がこれまで取り組んできたバイオマスエネルギー活用やカーボンオフセットなどの先駆的な事業の背景には、「シンク・グローバル　アクト・ローカル」…いわゆる世界的にものを見、考え、地域でいかに行動するか…この考え方

に基づくものでございまして、今後におきましても、これまでの考え方を継承し、皆様とともに戦術・戦略を練り、新たな課題解決に向けてチャレンジしてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　今、答弁いただいた内容の中で、下川町が先進的に取り組んだ成果として、国際的なパイプも強化されているということを改めて認識しました。そして今の答弁の中でもありましたが、この「ＲＥＤＤ＋（レッドプラス)」については、今回のパリの前段で基本的な枠組みが進んでいて、そして既に途上国に対して日本の企業が具体的なプロジェクトとして関わっているという情報を得ています。そういった中ではやはり日本が得意とするようなＩＣＴの技術を活用して、森林の動態を衛生情報などから把握して、現状把握しながら、そして様々なプロジェクトに役立てていく。今、本町が正に取り組んでいるようなＧＩＳ・ＧＰＳの情報を活用したような森林施業体系も関わってくるようなことが国際プロジェクトとして進んでいるという中で、そういった動きが今この国際的な気候変動を何とか抑制しようと国際社会が進んでいる中で、下川町もただ見ているだけではなくてですね、積極的に関わっていくことが必要なのではないか。そういったところに下川町としての知名度を上げながらビジネスチャンスも生まれてくるものと考えますが、そういった点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　既に関係する省庁と連携をしたり、海外の主要都市、あるいは国とも連携をさせて、いろいろ技術交流や情報交流をさせていただいております。さらに、先ほどもお二方ほどお名前を申し上げましたけども、この方以外にも多くの学識者の方々、あるいは研究者の方々と、それぞれのポジションで連携させていただいて、様々な情報を共有しながら下川の施策にあったものにつくり上げていきたいなと思っているところでございます。以上です。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　やはり下川町だけの人員の中で、海外も含めた国際的な事業を進めるのは困難かと思いますので、そういった協力も仰ぎながらということが大切だと思います。

そこで、もう一歩踏み込んだ時に、やはりこういったプロジェクトを積極的に進めていくに当たっての人材確保、それは同時に財源確保が必要となると思います。現状はそういった途上国の森林保全を推進するために、先に進んでいる先進国が資金提供するという枠組みですが、下川町の財政状況を考えると自分たちがお金を出しながらというの

は難しい。そういった時に自主財源をいかに確保するか、それは午前中の答弁の中にもありましたが、様々なファンディングのツールが発達している中で、多様なやり方があると思います。そういったファンディングの仕組みを活用しながら下川町で資金調達をして、そして任期付きの職員を採用し、そうした国際プロジェクトを海外の現地の途上国と日本を代表するような企業、そして下川町のプロジェクトでチームでやっていく、そういった枠組みも考えられるかと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　これは行政ばかりではなくて、民間事業者はもちろんのことでありますが、経営資源には人・物・金・情報というのが必要になってくると思います。

そういう意味では、それを動かす人材というのが非常に必要になってきますので、行政職員の採用はもとより、民間事業者の方々にもそういう採用の面で支援できるものがあれば、情報提供や資金的な面で、どういうかたちで応援することができるのかと、そのへんも今後検討していきたいなと思っております。また、財源確保という面では、午前中にも申し上げましたけども、行政が補助金を見出すということは大事なことではありますけども、民間事業者の方々がクラウドファンディングや、あるいはまた地域の中で事業活動を行って、自主財源を積極的につくり上げていくということがこれからは必要になってくるんではないかと。今、取り組んでおります、上名寄集住化の検討委員会の中でも、社会的企業というのをひとつその中で構築していきたいというのがございますけども、正しくこの社会的企業あたりが一つのファンディングをしっかりと見出せるような、そういう仕組みづくりもこれから必要になってくるんではないかと思っているところでございます。以上です。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　先週、町長は東京に行かれて、日経ＢＰ環境経営フォーラムだったと思うんですが、そちらと連携したフォーラムを開催するなど、企業との繋がりも下川町、今、盛んに広がっております。また、アロマ環境協会という財団法人との連携も進む中で、そういったところをもう一歩踏み込んで、こちらからそういった資金提供を依頼しながら、こういったプロジェクトで国際貢献していきたいというような提案型の活動も考えられるかと思います。そういった展開について、既に動いているものなどありましたらお聞かせください。

○議長（木下一己君）　環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（長岡哲郎君）　12 月 10 日、東京の有明で、日経エコロジー主催でございましたけども、未来共生型シンポジウムを下川のみで開催をさせていただきました。企業の方々中心に 140 名余りの方々が来られまして、下川の技術を持ってお

られる方、事業をやっておられる方にプレゼンテーションをやっていただいて、マッチング等々も行ってきました。こんなことができますよというので何件か商談がまとまりつつあるものもございます。それと、先端技術を活用した中で、奈須議員が言われた森林の成長量把握みたいなところは、今ある大学の方からお話をいただいて、大学の方で衛星を上げているので、ハイパーセンサーを使って、そしてドローンを使って、地上部の研究ができないかどうかと、その成長量を確認できないかと。これができると非常に途上国においても森林の劣化、保全等々に効果が…経費が安くできるということで、下川でプロジェクトをどうだというお話もいただいております。まだ未確定でございますけれども、そういった外の人材と企業さんも含めて連携を図りながら戦略・戦術を練っていきたいなというふうに思っております。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　今後非常に期待のできる答弁だったと思います。ただ、日本ではかなりトップの位置に近づいてきたなという感があるんですが、やはり今回の海外の視察の中で、ヨーロッパ…北欧の先進的な取組から比べると、やはりちょっと一段まだ遅れていると。そういった中では、下川が今日本の代表としてそういった先進的な事例を吸収しながら、アジアにローカライズして地域に合わせたかたちで展開していくという中で、今後下川の役割というのがあるのかなと思います。そうした先進国とアジアとの中間にいる日本…下川というスタンスが必要だと思います。

それで、今、国内ではアライアンスというかたちで同じような規模の自治体との協定を進めた中で、お互い切磋琢磨してやっていくような仕組みがありますが、こうした国際版のようなかたちでアライアンス、若しくは姉妹都市提携、こちらからするとヨーロッパから学ぶ部分が多くて、そしてそのノウハウをアジアに展開していくという意味では、ちょっと対等な協定とは違うと思うので、また別な枠組みが必要かと思いますが、そういった国際的な連携のやり方もあると思います。そういった今後の展開について何か考えがあるのか、準備中のものがあるのか。あと、国際交流という点ではカナダのケノーラ市との姉妹都市…友好都市提携があったと思いますが、そちらの現状は今はどうなっているのか、それについてお聞かせください。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　アライアンスの考え方というのは非常にこれから大事になってくるんではないかと。特に、広域による連携、連動した取組、共通したテーマという…こういうところをしっかり抱きながら取り組んでいく必要があろうかと思います。ただ、国際都市の連携の中で、あまり重たいように姉妹交流というのをつくってしまうと、姉妹交流を維持するための事業展開だけになってしまう可能性がありますので、それはお互いが目的としているテーマをきちっと見定めて、そして技術交流をするなり、あるいはまた経済交流をするなりと、そういうかたちづくりをしていきたいなと思っています。

それからケノーラ等については税務住民課長の方から…。

○議長（木下一己君）　税務住民課長。

○税務住民課長（宮丸英之君）　ケノーラ市との姉妹都市の件でございますけども、一時人材交流と研修交流がございましたけども、現在はケノーラ市の都合だと思いますけども、一時交流が中断している状況にございます。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　ケノーラ市との交流が今一旦落ち着いているというようなかたちで、新しいことを始めるにもちょうどいい機会かなと思いますので、そういったことについても今後検討していただければと思います。それに当たってはやっぱり、ケノーラ市との交流があった頃には高校生なんかも向こうに行ったりして、現地で英語の環境に身を置く機会があったかと思うんですが、今ちょっとそういったことが途絶えている中で、やはり国際社会の中での役割を果たすときの英語力というのを、自分自身無さを今回痛感したこともありまして、義務教育の中でやる机上の勉強と実際に人と触れ合う中での、特に会話力…コミュニケーション力というのは全然違うなというのを痛感したところでありますが、そういった部分で国際的なコミュニケーション力を鍛えるという意味での英語力、英語教育の今後のあり方について、どのようにお考えでしょうか。
　また、下川町の情報発信をやっぱり…今回もアメリカのポートランドで…国際的な場で情報発信するという段階になってくると、ホームページについては英語対応が必要な時期がきているのではないかと考えますが、それについても併せてお聞かせください。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　下川町における英語教育、当然指導助手も入れながらですね、教育委員会に籍を置いて、そして小中高と回っていろいろと指導していただいているところでございますが、それだけではやっぱり英語を普及していくというのは限界があろうかと思います。そういう意味では、これから少し戦略的にそのへんどういうかたちづくりをしていいのかというのをちょっと検討してまいりたいと思っております。
　ホームページの関係についても、これももう少し必要性をしっかりと把握しながら、ただ作っただけでは駄目でしょうから、このへんも必要性をしっかりと検証しながら、それからホームページに掲載すべきかどうかという、これも検討していきたいなと思います。以上です。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　一点目については最後の質問にしたいと思いますが、こうした国際的な環境の会議の一番大本といいますと、私が記憶する中では 1992 年、リオデジ

ャネイロでの地球サミットだったと思います。実は、今回、スウェーデンを訪問する中で、いろいろスウェーデンの環境の取組が先進的な理由というのを調べましたら、このリオデジャネイロの地球サミットを受けて、本来であれば各国、各地域が地域の行動計画、ローカルアジェンダ 21 というものを立てるようになっていたというか推奨されていたんですね。ところが、それをきちんと実行した国や地域とそうじゃない地域とのかなりの開きがありまして、スウェーデンについては、これは国を挙げてやろうということで、1996 年秋には全てのコミューンという単位ですが、これが今回ベクショーもベクショーコミューンといいますが市の単位で全ての市が作成したと。これに当たっては住民参加で意思決定する前にきちんと、環境ってそもそも何なんだ、持続可能な社会は何なんだという環境教育から…大本から始めて、何年もかけてですね、そして地域的な全体的な理解を得た上で、議会が全会一致するような。そして、スウェーデンでは国会で次の世代に渡すことなく、この環境問題を解決するというような宣言もしております。やはりこういった足元の…草の根の環境的な理解、議論があった上で行動計画が立ち、そしてこういった国際社会をリードするような取組に発展していっているのだということを知りました。下川町は今、環境未来都市ということで非常に大きな目標を掲げているところですが、やはり様々な国の事業のスケジュールの中で、行政がやっぱりリードしていく中で決められたことも多いと思います。これを今一度ですね、地域住民が足元から、そもそも論からどうあるべきかということをですね議論して、国に提出した目標は達成していく必要はあると思うんですが、町民の理解、議論が促進されるようなかたちでフォトマップの草の根からの活動が必要だと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　正しくそのとおりでございまして、下川町でも様々な環境に関わる住民参加の取組がされてまいりましたので、これは引き続き継続してまいりたいなと思っております。さらに、これは全国的にですね、もう少し温室効果ガスについての取組が反映できるように、様々なところで…下川町がどこまでできるか分かりませんけれども、いろいろとできる限りのことを発信してまいりたいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　発信というか、やはり草の根からの活動、それはやはり具体的な何かを示す前に、町民が今何を感じているのか、そして町民がどの程度の理解度にあるのかというところの認識なり対話から始まるものだと思います。そういった町民との対話というものをどういうふうに組み立てていくかということが、ずっとこの間、議論になっているわけですが、やっぱりこの環境というものについての対話の場が必要だと考えます。その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　環境そのものの良い意味がですね、生き物を対象にして、そしてその影響がどういう具合にあるかという意味合いだと私は認識しております。そういう意味では、この環境という言葉自体も住民の皆さんにしっかり理解していただくということが大事でしょうし、それを学ぶ機会が必要なんではないかと。その中に先ほどの温室効果ガスとか、あるいはまたこういう世界的な動きだとか、いろんな情報を得る機会をそれぞれの場でつくることができたら、また一つ住民意識も高まってくるんではないかと思っているところでございます。以上です。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　それでは、一点目についてはここで質問を終えたいと思います。

続いて、二点目、世界に通用する下川町の強み・地域ブランドについてお聞きします。

今回のベクショー市訪問で、改めて木質バイオマスエネルギー活用では、下川町はまだまだ世界のトップレベルの域には至っていないことを痛感いたしました。ただ、木質バイオマスエネルギー活用という森林活用の一分野ではなく、森林の総合的な活用に対しては、ベクショー市の方からも高い評価を得たと感じています。

やはり、下川町の強みは、持続可能な森林資源供給を目指した循環型の森林経営という1次産業。

その森林からの資源を余すことなく活用するゼロエミッションの森林資源活用という2次産業。

さらに、森が森であること自体を価値に換える森林環境教育などの3次産業。

これら川上から川下までの森林総合産業、森林6次産業が下川町という小流域で発展し続けていることだと再認識しました。この強みを地域ブランドとして確立し、世界に発信するときが来たのではないでしょうか。

ここで過去の資料を見ると、下川町が合併問題に揺れた後、単独を決意して策定した地域自律プランの中で、産業振興のゴールとして「自然・社会・産業が調和した美しく豊かに続いてゆく持続可能な社会へ　しもかわブランドの確立」を掲げ、そこに括弧書きで「森林ミュージアム」という言葉が出てきます。下川町が今まさに体現しつつある姿を端的に表現した言葉ではないでしょうか。

町長に次の二点について見解を問います。

一、世界に通用する下川町の強み・地域ブランドについて。

二、森林ミュージアムについてお聞きします。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　「世界に通用する下川町の強み・地域ブランドについて」の質問に答えたいと思います。

下川町は、循環型森林経営の確立を基盤とするゼロエミッションの木材加工、ＦＳＣ

森林認証取得、木質バイオマスエネルギー利用、産業クラスター、カーボンオフセット、森林環境教育への取組が高い評価を受けまして、これまで「環境モデル都市」、「環境未来都市」、「バイオマス産業都市」など国のモデル地域として、数々選定されたところでございます。この選定を機に、国内外からの視察なども増え、下川町の知名度についても高まりつつあると感じており、この流れを止めぬよう町政を推進してまいりたいと存じます。

さて、御質問の一点目の、世界に通用する下川町の強み・地域ブランドにつきましては、私も下川町の強みは、循環型森林経営、木材加工、バイオマスエネルギー、ＣＯ2吸収源、森林環境教育など森林総合産業を創造することであり、地域の優位性であると考えております。そこで、森林資源の活用を中心に地域の魅力や強みをいかす地域ブランドの創出、そして下川町全体を売り込むためのタウン・プロモーションが必要と考えており、準備を進めるよう職員に指示をしているところでございます。具体的には、先に策定をいたしました「下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、産業振興と雇用の創出を図るための手段として、「産業活性化支援機構の拡充」を掲げており、その中で、農業・林業・林産業・商工業・観光業などの下川町の産業及び取組などを総合的に売り込む組織体を形成してまいりたいと考えております。

次に、二点目の御質問の、森林ミュージアムについてでございますが、森林ミュージアムは、平成10年に設立した産業クラスター研究会の中で検討、平成12年の中間報告にて、町内にある様々な魅力・強みなどをトレイルで繋ぎ、町全体を博物館とする構想だったと認識をしており、その後、地域自律プランにおいて社会経済のブランドとして引用されたものだと考えております。いずれも、地域全体のブランドとして「森林ミュージアム」をとらえており、今後取り組む「タウン・プロモーション」につきましても、これまで同様の価値を共有するものと考えております。また、「森林ミュージアム」の名称につきましては、今後協議すべきと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　使っている言葉は、また別な言葉ですが、一定程度共通認識にあると理解いたしました。

それで、具体的にこの地域ブランドの確立、タウン・プロモーションを行っていく上で、この産業活性化推進機構の拡充、そして組織体を形成していくということで、具体的な政策が出てまいりましたが、この産業活性化機構というのが、ここ数箇月の議論の中で盛んに出てきています。現状については、商工会、町、産業クラスター、そして町外のシンクタンクという中で理解していますが、これを具体的に法人化するなりして、組織化して、人的補強もしていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君）　環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（長岡哲郎君）　法人化にするかしないかというのは、これか

らの考えでございますが、まず任意団体…法人化という選択肢あるかと思いますけども、来年度については任意団体として活動していただくという方向で今進めております。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　必ずしも法人化が必要だとは考えませんが、この間、様々な場面で話を聞く一方で、活動の実態ですとか、組織の顔が見えないようなところがありますので、やはりその点は重要な施策に絡む組織形成でありますので、町民の方にも分かりやすいような透明性を持った説明が必要だと考えます。ただ、やっぱりこうしたかたちで地域全体の売り込みを図っていくというのは必要な政策だと感じています。

森林ミュージアムに関しては、この答弁にあったとおり、産業クラスター研究会の中で、その一グループが主体的に活動して出てきた概念です。これについては出てもう15年ほど経ちますので、当時の状況と今とはまた違ってきている。そして今、下川環境未来都市というのも看板として掲げているところもあるので、必ずしもこの言葉にこだわる必要はないと思いますが、ただこの活動の経過をまとめた中間報告の報告書をみますと、非常に熱心に下川の地域全体を丹念に歩いて調べて、その中で次代的な位置付けだとか、町内での関わり合い…いわゆるグランドデザイン…地域を総合的に俯瞰した中で、各施設や人がどういった連関をしていくのか、それを総合的にまとめたのを生きた…箱物ではない、そのまま地域が博物館、森林ミュージアムというかたちでまとめたものと理解していまして、これは現状でも全く古びたものではなくて、近隣でもミュージアム構想を持った中川町や音威子府の取組もありまして、これは非常に今後も参考になるというかベースになる取組だと考えております。そういった中で、温故知新といいましょうか…こうしたものを土台としながら、下川全体のグランドデザインを描いていく中に、過去のこうした資料が活用できると思いますので、こうしたものをベースに、今の下川だったらどうだろうというような対話が起きるような場を仕掛けてはどうなのか。

この間ずっとグランドデザインという話をしてるんですが、やはりなかなかイメージしづらい中で、下川町全体を俯瞰するというのはこういうことなんだよという一つの足掛かりとして、この森林ミュージアム構想というのをベースに町民のみんなで話してみてはどうかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　森林ミュージアムについては、私も存じ上げております。グランドデザインをしっかりしたものとしてつくっていこうという、そういう理念があったんではないかなと思ってます。いずれにしても、今下川町、環境未来都市ということで選定を受けておりますので、大きなコンセプトとしてはそういう環境未来都市という枠組みで考えながら、しかしその一方で、施策的にはこの森林ミュージアムのような様々な森林に関わるような政策をつくっていくというのが一つ大事なのではないかなと思っております。

もう一つは、イベント的にはアイスキャンドルミュージアムというのに、冬期間でも

下川町の人たちがいきいきと暮らせるような冬の暮らしをつくっていこうということで、全町をミュージアム化したという表現を使っております。そういう意味では、こういうキャッチコピーとか、あるいはフレーズというのは非常に大切なことではないかなと思っておりますので、そのへん十分見極めてつくっていきたいなと思っております。

また、ベクショー市のお話が前段にありましたけども、ここもやっぱりヨーロッパ一環境に優しい町宣言という、こういうようなフレーズをしっかりと打ち出してですね、そして全市民が一丸となって取り組んできたという背景が参考例でございますので、こういうことをお手本にしながら今後進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　アイスキャンドルの中でもミュージアム構想というのを持ったなかでやったりしていますので、町民にとっても一つの…地域全体をみるという意味では足掛かりとしていいのではないかと思います。そして海外に今回行って、やっぱり環境という大きな括りの中では、なかなか差別化できないなというのを感じまして、ところが今回、ちょうどＣＯＰ21 で「ＲＥＤＤ＋（レッドプラス)」がほぼその枠組みの中で動き出すだろうという中では、今まで森林を…植林だけしか認められなかったところが、森林をつかいながら保っていく…保全という概念ですね、森林保全自体に国際社会が資金提供して、それが炭素クレジットの中でも認められるという中で、これは正に下川町が今まで実践してきたことをパッケージとして海外に移出できるチャンスだと考えています。そういった中では、環境未来都市というのは国の中の位置付けとしてはいいんですが、国際社会に出て行く中では、森林を前面に打ち出した中でその総合的な活用をやってきた下川だということを一言で海外に向けて発信できるような言葉が必要なのではないか。その一つの手掛かりとして、足掛かりとして森林ミュージアム構想というのはここで一度提案いたしました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

三点目、最後になりますが、総合グランドの今後とワークショップ、ファシリテーターといった町民参加の方法について。

総合グランドについては、過去に理事者見解のテーマになるなど、今後が課題になっています。これまでの公共事業では、庁舎内で素案を固めてしまってから、財源獲得、住民説明という流れで、協働とは程遠い状態にありました。この総合グランドの今後については、前町政で予算化されたものはなく、先日の臨時会で議決した宿泊施設のように差し迫った緊急性の高い案件でもないことから、新町政の試金石になる事案となります。総合グランドの今後について、どういう方針で取り組むのか、町長の見解を問います。

また、6月の第2回定例会の中での、私の自治基本条例第9条（町民参加の方法と時期）についての一般質問での質疑の中で、町長は、ワークショップ、ファシリテーターといった町民参加の方法に対し、次が町長の答弁内容ですが、「これからの審議会とか、あるいはまたいろんな会議の場ではこういう方法も…全てがこれが良いとは言いませんけれども、こういうことが応用できればいいなということで考えるところであります。」

と答弁していることから、これについては総合グランドの今後についての協働の進め方とも関連するため、ワークショップ、ファシリテーターといった町民参加の方法について、次の三点を町長に質問します。

一点目、この半年間で職員にどのような指示を出したのか。

二点目、研修など学習の機会を設けたのか。

三点目、様々な会議の場で試してみたことがあるのか。

以上、町長にお伺いします。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　「総合グランドの今後について」という御質問でございますので、答弁させていただきます。

総合グランドにつきましては、かつては野球やソフトボールなどスポーツと冬期のイベントに利用されていたところでございますが、現在は、サッカー少年団のみの利用となっている状況にございます。

今後の利活用については、現在利用しているサッカー少年団と体育協会、スポーツ少年団本部、軟式野球連盟、各学校長に今後の利用について検討をお願いするとともに、併せて庁舎内に体育施設等検討委員会を設置しまして、今後の利活用の可能性について検討を進めているところでございます。今後、多くの町民の皆様から意見をいただく場を設けてまいりたいと考えており、来年度中には方針を定めたいと考えております。

次に、「ワークショップ、ファシリテーターといった町民参加の方法について」の一つ目の御質問でございますが、この半年間でどのような指示を出したのかということにつきましては、私は、町長就任時に職員に対しまして、豊かなコミュニケーションをつくることをお願いし、五つの要素として、一つには、職員間や住民との間に話し合いのステージをつくっていただきたいと申しました。二つ目には、人の話にしっかりと耳を傾けていただきたい。三つ目には、自分の意思を明確に伝えていただきたい。四つ目には、必要とする情報を共有していただきたい。五つ目には、感情を効果的に伝えていただきたいということを伝えたところでございます。ファシリテーターの役割というのは、議論に対して中立な立場で、調整しながら、合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう調整する重要な存在でございまして、職員にも身に付けていただきたいと考えているところであります。

二つ目の、研修など学習の機会を設けたのかにつきましては、さきに申し上げましたように、職員には、そのあるべき姿を伝えところでございまして、その姿は地域のファシリテーターであると考えております。現在まで、ファシリテーターに関しての研修は行っておりませんが、今後、研修受講の機会を設けるとともに、様々な会議などの機会を通じて、職員の能力向上に努めてまいる所存でございます。

三つ目の、様々な会議の場で試してみたことがあるのかについては、自治基本条例の策定をはじめ、都市計画マスタープラン、桜ヶ丘公園下整備計画、旧駅前活性化計画、総合戦略、上名寄集住化住宅計画等の議論の中でワークショップを開催しまして、町民の皆様から様々な御意見をいただいた経過がございまして、事業の円滑な推進のため、

今後におきましても、必要に応じてワークショップの手法を取り入れてまいりたいと思うところでございます。
　以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君）　就任から8か月経とうとしているなかで、6月に前向きに検討するという答弁がありましたが、しかしながら今聞いた印象では、大まかな方針、考え方については職員に示したものの、具体的にそういったワークショップなりファシリテーターを導入するような会議のもち方を実施、指示したようなことがなかったように聞こえました。
　そして答弁の三つ目については、これは新体制以前のものも含まれておりまして、ちょっと分かりませんでしたので、改めて新体制、新町長になってから開催した会議の中で、今までとは違う新しい手法を試したことがあるのか、それについてお伺いします。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　前にも答弁したかもしれませんが、総合計画の中で一部そういうワークショップ的なものをやりましたので、総務課長から…。

○議長（木下一己君）　総務課長。

○総務課長（駒井英洋君）　総合計画審議会の中で、総合戦略関係の部会を設置させていただいております。その中ではむしろ…行政からそういうかたちをお願いしたわけではないんですが、部会員の皆様が自主的に審議の方法をどういうふうにするかということを考えていただきまして、ワークショップ的な審議の方法を用いてやっていただいております。今行っております総合計画審議会につきましても、できるだけ審議の時間を多くとりたいということで、部会の始めと終わりには委員さん方で話す機会を設けられて、必要な時に必要な担当課が呼ばれていくというような…一応スケジュールは作っているんですが、そういうふうに委員さん方主体で会議を進めている状況でございます。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君）　今、総務課長から答弁をいただいた内容は、非常に素晴らしい事例だと思います。そういった新しい兆しが…今回、私が質問した趣旨以上に、町長の指示ではなく町民から主体的に生まれてきている新しい取組として、こうした活動が生まれているということを積極的に町としても広報などを通じて、やっぱり町民の主体的な動きということで紹介していってはどうか

なと思います。
　それとですね、今、名寄市で第2次名寄市総合計画の策定を行っているところですが、その中で市民ワークショップというかたちで60人の方が参加して、その中でワールドカフェという手法を取って、そしてファシリテーターを中に入れてというかたちで進めています。そして12月14日には第2回が開催されたと聞いています。この名寄市の動きについて、どのようにお考えか。また、このワールドカフェという手法の特長について、どういった認識でいらっしゃるのかお伺いします。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　私自身も…これ前にも答弁しましたけれども、このワークショップとかワールドカフェの経験をずっとしておりまして、下川町でも過去には21世紀委員会という題目で…委員会名はちょっと違うんですけども、そういうかたちで…かなり多くの方々でワークショップをして、一つの成果品をつくり上げたということがございます。また、ワールドカフェも最近流行している一つの戦略的な会合でございまして、こういう取組というのも下川町で先進的にやっていく必要があるでないかと思っています。決して名寄市がやっていることは新しいことではなくてですね、こういう手法がそれぞれ地域で多く起きているというのは間違いないことでございますので、下川町もそのへんの必要性を見極めながら、必要なときには必ずそういうのを開催できるようにしてまいりたいなと考えております。以上です。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君）　名寄市ではこういった活動が進んでいて、聞くところによると参加した方が、やっぱり今まではこういった会議はなかなか発言できなかったんだけど、このワールドカフェという手法では、参加者が何人であろうと4～5人の小グループに分けたなかでやるという手法であるため、また様々なファシリテーターの介入、会議を始める前の条件設定などによって非常に話しやすい雰囲気で、今まで言えなかったようなことが言えたというような、非常に前向きな感想も出ていると聞いています。それを踏まえた上で、どういった計画ができるかというのは今後になると思いますが、ワールドカフェという手法の良いところは､参加者が何人であろうと4～5人のグループに分けるなかで、発言の機会が増えるということですね。おそらく4～5人のグループで20～30分話したなかでは､1人1回ぐらいは発言の機会があるであろうと。なかなか話すのが苦手だという方については、テーブルに広げた模造紙で絵を描いたり、言葉を書いたり、そういう参加の仕方もあり、聞き役も重要だよというようなやり方なんですが、今、下川の様々な場面で置き去り感を持った方という言葉がでていますが、それはやっぱり会議なんかに参加してもなかなか発言できな

い、そもそも会議のやり方が発言できるような体制になってなかったり、雰囲気であったり、様々なものがあると思います。これを解消する手段としてワールドカフェというものがあると思います。この一か月ぐらいの間で盛んに行政懇談会、住民説明会、公区懇談会を開催されて、それぞれ…住民説明会では 27 人、公区懇談会では 109 人という参加があったと聞いていますが、それぞれ発言者数というのは、そのうちのどれぐらいかというのは…正確な数字はなくていいんですが、印象としてどの程度なのかという認識でしょうか。また、それで住民の声を聞いたというふうになるのかどうかということについて、見解をお伺いします。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　5 会場…私全部出ましたけども、数は今データありませんので答えられませんけども、地域によってはかなり多く出していただいたところもあります。質問が多かったんですけも、意見としていろいろ提案していただいたものがございますので、しっかりとそのへんは受け止めながら進めていきたいなと思っています。

　それから公区懇談会のやり方が統一されていないというのが午前中の質問にございましたけども、公区懇談会イコールワールドカフェ的にやれるかどうかというのは、これからちょっと議論して、要するにグループ分けをしていったときに本当にその意見がきちっとでるのかどうかという問題もありますので、そういうところはこれから検証していきたいと思って、28年度に向けて良い方向につくり上げていきたいなと思っています。以上でございます。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　28 年度に向けてですが、28 年度になる前にですね…そしてこの質問の大本のところですが、総合グランドの今後について、既に庁舎内に検討委員会を設置しているということでしたが、庁舎内であらかた決めてしまうと、そのかたちからそれほど崩すことなく、あとは補助金なりを探して事業実施という傾向が非常に強いと思います…今までのやり方では。そうじゃない中で検討が進められているとは思いますが、やはり今の段階で…まだ白紙に近い段階の中で町民が総合グランドの今後についていろんな意見が言えるような、それを聞いてそれがそのままになるということではなくてですね、まずはどんな声があるのか知る、そういう場面を設けてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　現在使われている団体等、それから関係するスポーツ団体等、こういうところに…学校も含めてですね、投げかけをして今いろいろと

意見をいただいているところでございますが、まずは今まで使用されていた方々の意見をしっかり受け止めていきたいなと。それで、町民の皆さんのそういう場も当然これからつくっていかなければならないんですが、ただ理想的なことばかり言われても、最終的には全然出された意見が反映されなかったということがありますので、一定程度こういう条件を示しながら、その中で住民の皆さんが自由に意見が言える、そういうようなことも一つのやり方ではないかと考えておりますので、そういう取組を持つためにも、庁舎内でその考え方をですね、少しまとめていきたいなということで今進めているところです。以上です。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君）　午前中の議論の中でもありましたが、やはり前の体制のやり方を否定するなかで、別なやり方を求めて今の新しい体制が生まれたものと私は認識しております。そういった中で大きな方向性、大きな考え方については、町長は職員に示しているということで、それはもちろん指示待ちではいけない、一人一人が自分の考えで動く、こうした考え方に基づく組織運営は現在の主流でもあります。そういった考え方に基づくやり方については否定するところではありません。ただ、しかしですね、やっぱり今までのやり方でずっとやってきて、しかも行政という枠組みの中で、失敗がなかなか認められない、失敗を認めにくい組織の中で、今までとは違うやり方をするということは、今までの自分のやり方を否定するということで、なかなか自分の判断ではやりにくいところがあります。それをやるのがやはりリーダーシップ…新しくできた体制のリーダーがまず具体的に指示をして、まずはやってみよう、失敗を恐れずチャレンジしようというかたちで具体的な指示を出すのが、まず最初の一歩かと思います。その点については町長いかがお考えでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　全然異論はございません。その手法のやり方を前後はどうするかということ、柔軟にやっていきたいということです。例えば、総合グランドの場合に、今、水銀灯がありますから、こういうところの条件提示を一応示して、あと何年間は使えるとか…最低限の道路は、ここには入れるとか、そういうようなところをまず庁舎内で一応共有してですね、そういう中で示して、そして町民の皆さんが自由に話せる、こういう中でこういうものができるんではないかとか、運用はこうでないかとか、そういうことが必要ではないかと。それが逆の場合もあると思うんですよね。そういうことで、決してそれに凝り固まって言っているわけじゃないんです。町がつくって町民に後出しでやるということではなくてですね。最後に町民の皆さんがせっかく言った意見が全部引っくり返ってしまったんでは、元も子もありませんので、最低限の条件

提示をしてですね、その中で議論できるというのがいいんではないかなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君）　4番　奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君）　今の答弁をお聞きしますと、現在、庁舎内の検討会でやっているのは、そうした町民との対話に向けた準備段階の情報収集に当たる部分、やっぱり公的資金も投入されている場所であるから、そういったもののいろんな状況をきちんと把握した上で、そこで素案を固めてしまうのではなくて、あくまでも町民との対話を目指して、その前段の情報収集を行っている。それがあらかたできたあかつきには町民とともに考えていくという考え方でよろしいでしょうか…それについては理解しました。

この町民参加、協働をどう行っていくかというのは再三、再四にわたり、本会議のみならず委員会等でも指摘しているところでありますので、具体的な一歩を是非踏み出していただきたい。町民は切にそれを望んでいるということを最後改めてお伝えしまして、私の質問をこれで閉じたいと思います。

最後、町長から一言ありましたら…。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　奈須議員が常に言われております、住民の声を聞いて、そして協働のあり方をしっかりということで、協働のあり方については何回も答弁させていただいておりますが、いずれにしても官から民へという今の流れというのはどうしても現実の問題でございますので、住民の皆さんが自立できて、そして自分たちが運営できて、そして自分たちが喜びを感じるというものにつくっていく必要があるんでないかと思ってますので、そういうことも目標にしながら、行政としては何が支援できるか、そして何が補完できるかということをしっかり考えていきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君）　これで、奈須議員の質問を閉じます。

次に、質問番号5番、2番　宮澤清士　議員。

○2 番（宮澤清士君）　それでは通告のとおり、ＴＰＰ大筋合意に伴う下川農業への影響と今後の対策などについてということで質問させていただきます。

ＴＰＰ交渉は10月5日、大筋合意となり、日本、アメリカなど参加12か国の間で95％の品目が撤廃されるのをはじめ、かなりの規模で貿易や投資が自由化され、さまざまなルールや仕組みが統一されます。政府は「重要品目の関税撤廃の例外を確保できた」として、再生産を可能とする対策を講じるとしていますが、ＴＰＰの発効は参加12か国の議会承認後であり、その影響ははかり知れなく、下川の農業にもこの影響がいつどのような形で及んでくるのか想定はできませんが、農業者が将来とも安心して営農に従事できる生

産体制などの拡充が必要と思い、次の件について質問いたします。
　下川町ＴＰＰ対策協議会…これは仮称でありますけれども、これなどの設置について、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（木下一己君）　答弁を求めます。
　町長。

○町長（谷　一之君）　宮澤議員の「ＴＰＰ大筋合意に伴う下川農業への影響と今後の対策などについて」の御質問にお答えをしたいと思います。
　ＴＰＰにつきましては、10 月 5 日に協定交渉参加 12 か国による閣僚会合において、大筋合意されたものでございます。詳細につきましては、ＴＰＰの発効は、参加 12 か国の議会承認後であり、下川の農業にどれだけの影響が出るか、はかりかねる部分がありますが、報道によりますと、農産物においては、米・麦・てん菜、畜産では生乳・牛肉・鶏卵への影響が懸念されるところであります。
　国では、去る 11 月 25 日にＴＰＰ総合対策本部が「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」を策定し、この中で、農林水産物の重要品目については引き続き再生産可能となるよう、さらに、農林水産業全体として、成長産業としての力強い万全の施策を講ずる必要があるとされており、ＴＰＰに対応するため、攻めの農林水産業への転換、守りでは経営安定・安定供給のための方策を示し、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮し、夢と希望を持てる農政新時代を創造することとしております。
　本町といたしましても、農業者が将来にわたって安心して営農できる生産体制を整えるべく、北海道ＴＰＰ協定対策本部などからの情報等を収集しながら、有効な制度を活用していきたいと考えております。
　なお、対策協議会…仮称ではございますが…の設置につきましては、国、道の方針を見据え、今後、生産者や農協など関係機関と連携を図りながら判断してまいりたいと考えております。
　以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君）　2番　宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君）　今、答弁があったところでありますけども、確かに影響がどのように及んでくるか、まだまだ先の話でありますけども…いや近い将来、大筋合意になればかなり打撃を受けるものと思っております。その中で、下川の今の農業者の現状をみるとですね、担い手の高齢化によりまして、かなり農業者数も減っており、今後どのようなことになるか懸念されるところであります。また、今後とも若い世代が夢を持って農業の経営を続けてもらうためには、様々な方策が必要と思います。農水省はですね、15 年度の農林水産の補正予算案としまして、総額 3,871 億円を提示しております。それの最大の柱となるＴＰＰ関連対策には 2,985 億円、畜産クラスター事業には 569 億円、産地パワーアップ事業には 483 億円を計上して、両事業とも複数年度にわたって使える

基金方式とするということで、今日の農業新聞に出ていた内容であります。そのようなことからも、下川町の今の現状をみますと、いろんな人の話を聞きますと、畜産部門ではやはりコントラ組織を拡充させてですね、搾乳に取り組めれるように、コントラクター事業を拡充してほしいというような話もあります。また、耕種農家においても、非常に担い手が高齢化しており、畑の耕起作業ですとか、それらのことをコントラ事業を拡充してもらって対応できないかという話も出ております。また、播種からコンバイン刈り取り等については、それぞれ生産組織で取り組んでおりますけども、その前段の耕起作業とかそのようなことがない。それから、畜産でいけば牧草の管理作業とか、そういうことも含めてコントラ事業ができれば非常にいいのになというような話を聞いております。そんなことで、これも 3,800 億円の予算を計上されてもですね、
全国でこれの奪い合いが始まると思います。下川町としても関係省庁と良好な関係を築いてですね、こういう予算を積極的に獲得して、今後の下川町の新しい農政の発展に寄与してほしいと思います。それについて町長の考えを聞かせてほしいと思います。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　仰るとおり、今、農業者の方々の高齢化も進んでおりますし、また離農も進んでいるところでございまして、ここ 5 年みても約 25 件から 30 件ぐらいは減少しているんではないかと思っております。そういう意味では、新規就農で入ってくる方々の受入態勢、あるいはまた現在生産いただいている方々の所得向上、さらには機械化等もいろいろと考えていく必要があると思いますけども、現状で、今計画しております上名寄の集住化の計画、あるいは畜産クラスターの計画等についても、前向きな進め方を今進めているところでございまして、27 年度の補正予算 3,800 億円ぐらいと今聞きましたけども、こういう中で関係する予算がございましたら、情報を得て、積極的に取り組んでまいりたいなと思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（木下一己君）　2番　宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君）　それからですね、今、下川には初冬まき生産組合、蕎麦生産組合があるわけなんですけども、それぞれ今使っている乾燥調製施設はですね、昭和 63 年～平成元年ぐらいにかけて整備したものであり、かなり老朽化しております。その施設あたりもですね、かなり改修していかなければコンタミの問題…蕎麦と麦のコンタミの問題といろいろ問題があると思います。そういうものを…生産者の人の悩みをですね解消させるためにも、やはり農協など関係機関と協議してですね、今後早いうちにその対策を考える必要があると思いますけれども、そのへんについて町長どのように考えを持っておりますでしょうか。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　蕎麦生産組合が今進めてございますけれども、今のその施設については30年近く経っているということで…美深の施設も私、立ち会ってまいりましたけれども、この必要性を今下川町でも感じているところでございます。現在、総合計画の中でも計画をしてございまして、財源もしっかりと見出すことができれば、整備が可能になってくるんではないかと思っておりますので、努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君）　2番　宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君）　施設の関係については、前向きに検討しているということで理解をいたしました。

それとですね、「おうる」の問題ですね、「おうる」に従前、営農指導員がいましたけれども、その営農指導員が空席になって何年か経っているわけなんですけれども、それと、普及センターが今度農協単位で動くと…指導に出掛けるということで、今まで名寄普及センターがあるんですけども、農協単位ということになれば下川は北はるか農協…美深、中川ですか…三農協合併しているわけなんですけれども、名寄普及センターは下川の方へは出向いてこなくなり、今度は美深にある普及センターの方が下川に向かってくるということなんですけども、この「おうる」にですね、そういう指導員を今後とも置くという考えはあるのかどうなのか聞きたいと思います。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　私、そのへんの詳細が分かりませんので…農務課長よろしいですか。

○議長（木下一己君）　農務課長。

○農務課長（市田尚之君）　お答えいたします。宮澤議員の仰るとおり、近年、営農指導員が不在になっております。ただ、町といたしましては、営農指導員に対しましては今後必要というふうに理解はしておりますが、なかなかそういった該当者というのが今いない状況でございます。農務課といたしましてもそういった農業に長けている、そういった人材を探してはいるんですが、なかなか見つかってないという状況で、今は空席となっている次第でございます。

○議長（木下一己君）　2番　宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君）　探すということなんですけども、やはりですね、普及センターもそのようなかたちになって非常に動きが今までのように…距離も長くなるということで、簡単に下川の方に出向いてくるということも距離的な関係もあります。車ですからそんな時間は掛からないと思うんですけれども、そういう技術者をですね、町で養成し

てですね、そういう機関から…悪い話で言えば引き抜くということになるのかな…引き抜いてきてでも「おうる」に駐在させるというような、そのような考えは持っておられるでしょうか。

○議長（木下一己君）　農務課長。

○農務課長（市田尚之君）　私どもも普及センターの職員と接する機会がございますので、会うたびにですね、そういった良い人材はいないかというような相談はしております。しかし、現役での普及センター職員は正直言って難しいということもありまして、退職をされた普及センターの職員というような話になってくるかと思いますが、そういった方も豊富にいるわけではなく、今そういう方がいればお願いしたいというふうに、普及センター…それから振興局を通じて話的なお願いはしているところでございます。

○議長（木下一己君）　2番　宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君）　分かりました。それからですね、せっかく「おうる」という立派な施設があります。今、非常に新聞、テレビ等で話題になっております農業女子、そういうものに取り組んで今後の下川町の配偶者対策等、そういうことに向けて考えていくようなことはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君）　農務課長。

○農務課長（市田尚之君）　近年ではそういった農業女子という言葉が多く聞かれるところでございます。最近ではテレビのドラマでもそういった女性農業者の活躍が話題となっていることは承知しているところでございます。ただ当町としては、今現在のところ女性農業者に対する特別な支援というのは考えてはございませんが、従来のとおり女性の農業後継者、それから新規就農者を含む担い手対策というのにつきましては、今後も行っていきたいというふうには考えております。あと、そういった後継者的な農業従事者の女性を呼び込むということは、特には考えてはございませんが、これからの農業を考えていく上では、確かに農業女子とか新規参入というのはある意味キーワードとして出てくるかとは思いますが、こういったことにつきましても、農業ですとか農村に関わる方々の協力がなければできないかと思いますので、そういった方々と連携してそういった対応も必要だというふうには思っております。

○議長（木下一己君）　2番　宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君）　是非積極的にそういう若い人たち…若い農業後継者も下川にたくさんおります。そういう人たちの意見を十分取り入れて、今後の下川の農政に反映させていただきたいと思います。下川町もですね、非常に早くから施設栽培に取り組みまして、今回のＴＰＰの関係でも、下川が現在作っているトマト、アスパラ…そういう蔬

菜類は関税の関係が 3%程度です…今。それが撤廃になっても当面大した影響は出ないようなことをいろいろな資料には書いてありますけれども、もしそれが撤廃になれば影響が出てくることは確実だと思います。それから、今、メキシコ等で採れたアスパラがこっちへ入ってきても、全然穂開きもしない、鮮度も痛んでいないというような話も聞きますけれど、どうしてそれが…こっちへきて穂開きもしないのかと、そういうことも考えてみる必要もあると思います。そういうことからみても、今、下川町が早くから施設栽培で取り組んでいるアスパラ、それからトマト、そういうものの良さをですね、今後とも下川の農政としてもどんどん…日本国内にそういう良さを、下川産農産物の良さを発信してほしいと思います。下川で生産されるものにはそういう防腐剤とか成長ホルモンとか、それは一切使ってないから、置いとけば穂開きもするし、棚傷みもすると思いますけれども、そういう良さをですね、今後とも全国に向けて発信していってほしいと思います。

それから、それが仮に 3%撤廃になれば、近い将来影響は出てくると思います。それから酪農にしても、乳製品にも 9 年～10 年掛けていずれ 16 年後には関税を撤廃するというようなことも言われておりますけれども、そうなる前にですね、そうなって問題が発生しないためにも下川町の農業を是非足腰の強いものに導いていってほしいなと思います。

それからですね、これも新聞で見た記事なんですけども、今年の 11 月の 2 週号ということで出ておりました。これはニュージーランド…酪農王国ですけども、ここの酪農を経営しているということでフィッシュ・デビッドさんという夫妻なんですけども、この人が 78ha ぐらいのところで 500 頭ぐらいの牛を飼って農場を経営しております。その人がＴＰＰになぞらえて、ＴＰＰは環太平洋連携協定ではなく、考える…これは横文字でＴｈｉｎｋｉｎｇ、それから計画を立てる…Ｐｌａｎｎｉｎｇ、値段を決める…Ｐｒｉｃｉｎｇだったかな、この頭文字を取ってこれをＴＰＰといってるわけなんですけども、そこでこの人のいうのには飼料や経営体制について、よく考えて、計画を立て、なるべく低いコストで実行すると、それが成功に繋がる私のＴＰＰと。それは環太平洋連携協定よりも有用だと、自信を持ってこういうふうに語っております。これこそですね、今の下川の町政運営にも必要な言葉ではないかなと思います。やはり少ない財源で、よく考えてですね、そして最小で最大の効果を発揮できるように、これからの町政運営に臨んでほしいと思います。この言葉を町長の頭の中に入れておいてほしいなと思いまして言ったところです。この記事を後で渡しますので持っていてください。そういうことで、今後の町政に向けて是非…町長は日本一幸せなまちをつくると言っております。その言葉に嘘はないと思いますけれども、どうか今後ともですね、心ある町政を運営していってほしいなと思います。そういうことで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（木下一己君）　町長。

○町長（谷　一之君）　様々な御提言もいただきましたので、しっかりと受け止めて、これからの執行に反映させていきたいと思っております。いずれにいたしましても、農業生産者の方々が大変高齢になっているということは事実でございますし、また、一方

で若い方々が生産意欲を非常にお持ちになっているということもあります。さらに行政としては、このＴＰＰ問題に絡めて、どういう国際の動きになるかまだ分かりませんけれども、いずれにしても生産者の方々が意欲を持って農業に従事できる、そういう支援をしっかり行ってまいりたいと考えております。当初予算でも、この時点では私はまだ議員でございましたけれども、下川町としては当初予算、農業振興に 3 億円という予算を付けて、そして様々な施策を執行している事実がございますので、それを維持できるように、そして更にそれに付加できるように努力をしてまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君）　これで、宮澤議員の質問を閉じます。
　次に、質問番号6番、6番　蓑谷春之　議員の一般質問でございます。
　6番　蓑谷議員。

○6 番（蓑谷春之君）　それでは、建設工事における土木関係請負契約について、一括で質問させていただきます。
　町長は所信表明後、現在まで町政推進のために積極的に町民の意見を聞くなど、取り組んできているというふうに思っているところでございます。まちづくり基本概念でございます「一緒につくろう下川の歴史と未来」に向け、既存産業と新たな企業に対しての支援を行い、潤いと活力のあるまちづくり、また、住民が主役で活躍のできるまちづくりに日々努力なされているというふうに考えているところでございます。
　下川町は、農業・林産業を基幹産業とし、様々な施策を講じ発展をしてまいりましたが、人口の減少は全国的な傾向の中で、建設工事も重要な雇用の場となっているというふうに思うわけでございます。
　そこで、平成 27 年度各種工事も発注されたと思われますが、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間の年度ごとの土木関係工事の発注件数、発注総額。そのうち町長の親族が経営している会社が受注した件数、契約総額、比率、さらに平成 27 年度においての件数、契約総額、比率についてお伺いをいたします。

○議長（木下一己君）　答弁を求めます。
　町長。

○町長（谷　一之君）　蓑谷議員の「建設工事における土木関係請負契約について」にお答えをしたいと思います。
　まず、平成 24 年度から平成 27 年度までの年度ごとの建設工事入札に係る土木関係工事の発注件数及び発注総額についてでございますが、平成 24 年度につきましては、発注件数が 23 件、発注金額が 2 億 1,340 万円、平成 25 年度につきましては、発注件数が 29 件、発注金額が 2 億 8,139 万円、平成 26 年度につきましては、発注件数が 25 件、発注金額が 3 億 5,536 万円、平成 27 年度につきましては、これまでに 11 回の建設工事入札を執行しておりまして、発注件数が 38 件、発注金額が 3 億 5,722 万円となっております。
　次に、先ほど申し上げました、年度ごとの発注件数及び発注総額のうち、私の親族が

経営している会社との契約件数、契約金額及び比率についてでございますが、平成24年度につきましては、契約件数が5件、契約金額が8,911万円で、その比率は契約件数で22%、契約金額で42%、平成25年度につきましては、契約件数が4件、契約金額が8,948万円、その比率は契約件数で14%、契約金額32%、平成26年度につきましては、契約件数が4件、契約金額が1億3,586万円、その比率は契約件数で16%、契約金額で38%、平成27年度につきましては、契約件数が3件、契約金額が1億4,319万円、その比率は契約件数で8%、契約金額で40%となっております。なお、平成27年度の建設工事全体では、契約件数3件の5%、契約金額では12%となっております。

以上申し上げまして答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君）　6番　蓑谷議員。

○6番（蓑谷春之君）　ただ今、答弁をいただいたところでございますけれども、年度ごとの発注件数、金額、そのうち親族が経営している会社との契約件数、契約金額、比率について、私の理解していることと違いがございますので、今後、広報による年度ごとの各種工事等落成の報告の確認をいただきたいなというふうに思います。

そこで、今年度実施されております、南5条通り並びに安原公園整備事業の入札日、工期、完了届、受け渡し日について伺いたいと思います。

○議長（木下一己君）　建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君）　2件の工事についてお伝えします。安原公園整備工事でございます。入札が8月21日でございます。工事完成予定が12月28日となって…現在工事中でございます。南5条通り線道路改良舗装工事でございます。入札が6月19日でございまして、着工が6月24日から、完成が11月13日で、受け渡しが11月26日に検査受け渡しというふうになっております。

○議長（木下一己君）　6番　蓑谷議員。

○6番（蓑谷春之君）　若干確認をしたいんですけども、南5条通り線道路改良舗装工事についての完了が11月26日で受け渡しも26日ということでよろしいでしょうか。南5条通り線道路改良舗装工事については、国の採択を受けた後、入札の結果を踏まえ、議会の議決後工事を行い、工期が10月31日まででなかったですか…。

○議長（木下一己君）　建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君）　当時10月30日で契約を結んでいたんですが、土中から水道管が発見されまして、これは設計にないものでございましたのでその処理と、それから電柱移設という部分で外部業者の方が遅れたということで工期を延ばしており

ます。

○議長（木下一己君）　6番　蓑谷議員。

○6 番（蓑谷春之君）　その点につきましては理解いたしました。しかし、安原公園整備工事については、第 2 回定例会で予算議決をされたところでございまして、入札後発注されたようでございます。土木工事については、特別な事情がない限り 10 月、11 月までに完了すべきであり、工期を 12 月 28 日までとしたことについて、何か理由があったのか。基本的には 6 月の定例会で議決後、速やかに発注がなされ、条件の良い 10 月末とすべきであるというふうに考えるのが一般的だろうというふうに思うわけでございますけれども、その点について町長の答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（木下一己君）　建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君）　まず 6 月に提案をいたしまして、議員の皆様に御了承をいただいたところでございます。その中で、公園につきましては、整備を優先するのではなくて利用面についてということで議員の方から意見をいただいているところでございます。児童クラブ、またキッズスクール等の子供や幼児が利用するということで、そのへんとの関連、また参画というものをできないかどうかという部分で、この 7 月前半をそういうかたちでいろいろな議論をして…内部でも議論しながら、また、クラブ等ともお話をしながら、その中で工事に際しまして何とか参画できるような工夫をしまして、企画しました。結局、台風によりできなかったわけなんですけども、何とかそういう部分の皆さんの御意見を通した中で、7 月という部分をそれに費やしたものでございます。それによりまして 8 月上旬指名委員会をしまして、工期が 12 月末までというふうに設定をしたわけでございます。

○議長（木下一己君）　6番　蓑谷議員。

○6 番（蓑谷春之君）　一括ですから三回しか質問できないということでございますので、最後の質問になろうかというふうに思います。

下川町においては、土木施行業者も多くございます。ですから土木工事に多くの事業者が参加すべきであるというふうに考えているわけでございますし、町民の関心もこういった面では非常に多くあるということからすると、理由はどうあれ安原公園の工事については、6 月補正をしたならば 7 月に入札を掛けて早い時期に完成をさせていくのが通常でないかなというふうに思うわけでございます。

そして、下川町長等政治倫理規程については、午前中の一般質問答弁で議論をされたところでございますし、そういった議論を踏まえながら、先ほど申し上げたように一括なものですから、以上で私の質問を終了させていただきたいと思います。

○議長（木下一己君）　これで、蓑谷議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。
ここで、議場の時計で午後3時55分まで休憩といたします。

休　憩　　午後　３時４１分

再　開　　午後　３時５４分

○議長（木下一己君）　休憩を解き、会議を再開いたします。
日程第6及び日程第7　継続事件審査結果報告を一括議題といたします。
両案につきましては、平成27年第3回定例会において、認定第1号「平成26年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号「平成26年度下川町公営企業会計決算認定について」を決算認定特別委員会に付託しておりましたが、認定すべきものと決定したとの審査報告がありましたので、審査経過の報告を求めます。
奈須憲一郎　決算認定特別委員長。

○決算認定特別委員長（奈須憲一郎君）　それでは、平成27年9月18日開催の第3回定例会本会議において継続審査に付された事件について、会議規則第76条の規定により、次のとおり審査結果を報告します。
平成27年10月28日、29日、30日及び11月2日の4日間にわたり、決算認定特別委員会を開催し、理事者及び関係課長等の出席を求め、付された各種会計並びに公営企業会計の決算審査を行ったものである。
審査結果。当委員会は、平成26年度下川町各種会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算について、基本的に予算の目的に沿った効率的な運用が図られており、また、係数的にも的確な処理がなされていることを確認し、付された事件はいずれも認定すべきものと決定したので報告する。
審査の経緯。各種会計の審査に当たっては、提出された決算書及び決算付属資料に加え、推進施策・事業概要書及び事務事業評価調書などの審査資料を基に、各担当者から説明を受けたものである。
なお、審査の着眼点として、歳入では予算額が計上どおり確保されたか、また、歳出においては、予算計上時の考え方に沿った実績と成果のほか、課題や改善策を重点に審査を行うとともに、理事者の出席を求め今後の町政推進についての見解を求めたところである。
審査意見。平成26年度一般会計及び各特別会計決算は、総額で、歳入80億1,717万3,000円、歳出77億4,415万7,000円で、差引残額が2億7,301万6,000円である。4,243万円を繰越明許費とし、差引残額のうち1億123万円を積立金に繰り入れ、残額1億2,935万6,000円を翌年度に繰り越して決算を結んでいる。
歳入においては、町税が6%の伸びを見せ、平成18年度以来の3億円を超えた一方で、地方交付税が7.1%、2億974万8,000円減の27億6,483万5,000円と大きく減少し、

依存財源に頼る財政運営において非常に厳しいものがあり、今後の地方交付税の動向を的確に把握し財政運営に努めてもらいたい。

歳出についても、大型事業の終了により、前年度に比べ投資的事業が 10 億円近く減少したが、逆に単独事業が増加している状況にある。

特別会計においては、下水道施設等の経年劣化対策、簡易水道事業の浄水場の建替え、介護保険及び国民健康保険財政等多くの課題を抱えている。

また、公営企業会計においては、内科医 2 名体制となり、入院・外来患者ともに増加し、収益も増加している。地域医療の継続のためにも更なる経営収支の改善と患者サービスの向上を期待する一方で、一般会計補助金が 2 億 5,700 万円となっており、更なる経営努力に期待したい。

特別委員会審査の最終日に①行政改革について、②不用額が多額であり適正な予算執行について、③人材不足対策について、理事者に見解を求めた。行政改革については、特に次の五点に分けて見解を求めている。

一点目、農産物加工研究所及び特用林産物栽培研究所の民営化の見込みについて。

二点目、指定管理者制度は民間のノウハウを住民サービスにいかすことが要点だが、単なる維持管理になっているのではないか。委託料積算基準について。

三点目、福祉施設及び事務の職員が少なく、行政サービスに影響を与える可能性があることから、定員管理について。

四点目、民意を反映するために必要な職員の情報共有について。

五点目、様々な審議会等の委員に同じ人物が重複していることから、大審議会制も含めた審議会のあり方について。

理事者側からの回答は、次のとおりである。

一点目の行政改革について。農産物加工研究所は、次のステップを踏んでいきたいが課題もある。施設の老朽化、トマトの単価確保、通年稼働、人材等の課題があり、メリット・デメリットを比較して早い時期に方針を打ち出さなければならない。特用林産物栽培研究所は、規模を拡大しながら収支の改善を図っており、人材の確保がカギである。

指定管理者制度は、公平性・透明性を確保しながら住民サービスの向上につながる取組にしたい。行政指導も行っているが人材不足等の課題がある。

定員管理は、再任用を含め事務事業に後退のないように職員を確保する。派遣、職員研修、他町村との交流等、人材育成についても進めていきたい。

職員の情報共有は、重要施策については会議等で共有している。スケジュール管理を行っている。

審議会のあり方は、委員の一定程度の重複は仕方ない。大審議会はハードルが高い。住民と課題を共有し、協働で政策形成を図っていく努力をしたい。

二点目の適切な予算執行について。不用額は、平成 26 年度は 1.5%で通常 1%程度に比べて多くなっている。執行状況を適切に把握し、適正な時期に補正減していくよう努めたい。

三点目の人材不足対策について。産業連携会議で担い手対策を最重要課題と位置付けている。中小企業振興基本条例等による支援の中でも担い手対策をしていきたい。

さらに、その他質疑の中で見えてきた課題は次のとおりである。

指定管理者制度が導入されて年数が経過し、担当者が入れ替わる中で施設の人員配置、業務の過大・過小などの理解について検証が必要。

職員の確保について、共同試験の是非も含め、新たな採用方法の検討が必要。

非正規職員の条件・待遇改善については、担い手対策も含め、地域全体を視野に入れ、ワークライフバランスの取れる労働環境の整備が必要。

下川商業高校の存続は、他校、他地域との競争が激しくなっており、募集活動と予算との連携が必要。同時に地域の教育のあり方、仕組みをどうつくるのかという議論の中で、高校の存続を位置付けることが必要。

教育委員の増員について協議・議論が必要。

結びとして、環境未来都市具現化のための取組が多岐にわたる中、健全財政を維持しながら、新しい事業に積極的に取り組み、成果を挙げていることは評価できるものである。一方で、日本全体の少子化・人口減が地域全体の人材不足に直結しており、それがまた行政サービスの質や地域活力に暗い影を落としつつある感は否めない。

新体制の下、前例にとらわれることなく、今回の決算認定特別委員会で明確になった課題に対する具体的な解決策が、新年度予算案に反映されることを期待したい。

以上、報告いたします。

○議長（木下一己君）　ただ今、決算認定特別委員長より審査経過の報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、認定に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　特にないようですので、次に、認定に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　討論なしと認めます。

これから、認定第１号を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君）　起立多数です。

したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、認定第2号を採決します。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君）　起立多数です。
したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（木下一己君）　日程第8　議案第1号「下川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷　一之君）　議案第1号　下川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、提案理由を申し上げます。
本条例につきましては、平成25年5月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の公布により、国民一人一人に12桁の個人番号が付与されるマイナンバー制度が導入され、平成27年10月からマイナンバーカードの交付が始まり、平成28年1月からのマイナンバーの利用が開始されます。
このマイナンバー利用に際し、番号法に規定されていない法定事務以外の自治体独自の事務への利用につきましては、それぞれ条例で定める必要があることから、条例に規定するものであります。
以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　この条例については新規なんですが、一点だけ質問したいと思いますけども、今回の全6条までのこの条文については、過去には条例準則とかそういうのがあったんですが、今は準則はないはずなんで、国の方から示された通知の雛形を参考にしてつくったのか、あるいは類似市町村の…既存の条例を参考につくったのか、その点だけ…。

○議長（木下一己君）　総務課長。

○総務課長（駒井英洋君）　類似市町村の条例等を参考にさせていただいています。

○議長（木下一己君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。
ただ今、議題となっています議案第１号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君）　日程第９　議案第２号「下川町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷　一之君）　議案第２号　下川町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。
本案は、「地方税法」等の改正に伴い、本条例におきまして関係する条項について、一部改正を行うものであります。
町税条例の主な改正内容につきましては、町税に係る徴収の猶予等について新たに定めるとともに、寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に係る改正を行うほか、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。
以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上。

○議長（木下一己君）　税務住民課長。

○税務住民課長（宮丸英之君）　議案第２号　下川町税条例等の一部を改正する条例の主な内容につきまして、議案第２号説明資料「下川町税条例等の一部を改正する条例の概要」により、説明させていただきます。
本改正につきましては、平成27年度の「地方税法」の改正とともに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が施行されたことに伴い、関係する条項について、下川町税条例の一部の改正を行うものであります。
最初に、第１条関係について、御説明申し上げます。
はじめに、(1)賦課徴収の「徴収の猶予及び職権又は申請による財産の換価の猶予」でありますが、平成26年度に、国税において納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、「国税徴収法」が改正され、平成27年度の「地

方税法」の改正において、地方税の猶予制度について、地方分権を推進する観点や地方税に関する実情が様々であることを踏まえ、各地域の実情等に応じて条例で定めることとされたことに伴うものでありまして、改正の内容を御説明いたしますと、(1)徴収の猶予関係、(2)職権による換価の猶予関係、(3)申請による換価の猶予関係において、それぞれ分割納付又は分割納入の方法及び関係する書類等を定め、(4)担保を徴する必要がない場合において、徴収の猶予に係る金額が 100 万円以下の場合は、担保を徴しないことと定めるものであります。

適用年度は、平成 28 年 4 月 1 日からとなっております。

次に、2 ページを御覧ください。

(2)町民税の改正の 1 番目、「寄附金税額控除」でありますが、納税義務者が前年中に条例によって認められた法人等に寄附金を支出した場合の所得割の控除について規定された、第 34 条の 7 に係る別表第 2 に規定されるＮＰＯ法人について、「地域おこし協力隊」「森の生活」「しもかわ森林未来研究所」の 3ＮＰＯ法人を指定するものであります。

適用年度は、平成 27 年 1 月 1 日としており、これによりまして町民税の納税義務者が平成 27 年 1 月 1 日以後に当該ＮＰＯ法人に支出した寄附金のうち、2,000 円を超える額について、その 6%が個人町民税から税額控除の対象となるものでございます。

次に、第 2 条関係について、御説明いたします。

2 番目の「番号法に係る改正」でありますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法)」の施行に伴うものでありまして、第 36 条の 2 第 9 項の用語の意義において、現行の法人番号に関して、その後に続けて「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。」との内容を追加するものでありまして、法人番号の内容を具体的に定めるものであります。

適用年度は、公布の日からとしております。

そのほか、(3)の固定資産税、(4)軽自動車税、(5)特別土地保有税の各該当条項において、同様の措置を行うものであります。

以上申し上げまして、下川町税条例等の一部を改正する条例の概要についての説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　討論なしと認めます。
　これから、議案第２号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君）　起立多数です。
　したがって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君）　日程第10　議案第３号「下川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

○町長（谷　一之君）　議案第３号　下川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。
　本条例につきましては、平成28年１月から「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が施行されることに伴い、「番号法」に規定されていない自治体独自の事務への個人番号の利用について、所要の改正を行うものであります。
　条例改正の主な内容を申し上げますと、国民健康保険税条例及び介護保険条例において、それぞれ減免規定に個人番号の利用を追加するものです。
　以上申し上げまして、提案理由といたしますので、 よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
　質疑ありませんか。
　１番　近藤議員。

○１番（近藤八郎君）　この条例の第１条第２項ですね、「前項の規定によって…」というところの２行目に、「申請書に減免を受けようとする事由を証明する」という表現がありますが、これは理由というミスプリントではないのか。法令用語にしても事由という言葉はあまり使っていないんじゃないかというふうに思っていますが、理由でなくて事由が正しいということでいいのかどうかをお聞きします。

○議長（木下一己君）　総務課長。

○総務課長（駒井英洋君）　税条例、国保条例、国保税条例、あと介護保険料ともに事由という言葉を使っております。

○議長（木下一己君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。
　これから討論に入ります。
　まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　討論なしと認めます。
　これから、議案第3号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君）　起立多数です。
　したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君）　日程第11　議案第4号「下川町公共下水道の管理等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

○町長（谷　一之君）　議案第4号　下川町公共下水道の管理等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。
　本案は、「下水道法施行令」の一部が改正されたことに伴い、下川町公共下水道の管理等に関する条例の一部を改正するものであります。
　改正内容を申し上げますと、人の健康や生活環境に被害が生じるおそれのあるものを

含む汚水や廃液を流す工場または事業場として、「下水道法」において定められている特定事業場に対する排出基準のうち、主に金属製品などの洗浄溶剤として用いられる「トリクロロエチレン」に係る排出基準を「1 l（リットル）につき 0.3 mg以下」から「1 l（リットル）につき 0.1 mg以下」に改正するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　この中で、トリクロロエチレンが 0.3 mg以下から 0.1 mg以下になった理由は何なんですか。それをお伺いします。

○議長（木下一己君）　答弁を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君）　「水質汚濁防止法」が変わったために変更したものでございます。

○議長（木下一己君）　1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　ですから、その法律の改正したり…どうしてそれになったんですかということです。

○議長（木下一己君）　建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君）　これは国際的な水質基準というところから…基がなっておりまして、国際的なところの変更があったために、日本の「水質汚濁防止法」というものが連携して変えていったというようなことです。

○議長（木下一己君）　1番　近藤議員。

○1番（近藤八郎君）　今、聞いた理由は…質疑ですからそれ以上申し上げたくないんですが、こういったことに環境基準が強化されることによって、私どもの既存の施設整備を改正しなければならないということが往々にしてありますから、そのへんについては単に汚濁法が変わった、国際基準が…ということではなくて、うちの浄化センターの構造上、これをクリアすることが可能なのかどうかということをしっかりと現場をおさ

えると。これがどうしても管理を委託に出しているブラックボックスなんです。担当はあまり理解できないんです。ですから、どうしてですかと聞いたのはそういう理由ですので、御理解を願いたいと思います。

○議長（木下一己君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。
　これから討論に入ります。
　まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　討論なしと認めます。
　これから、議案第 4 号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君）　起立多数です。
　したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君）　日程第 12　議案第 5 号「下川町公区会館等の指定管理者の指定について」を議題といたします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

○町長（谷　一之君）　議案第 5 号　下川町公区会館等の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。
　本案は、「地方自治法」第 244 条の 2 第 3 項に基づき、公の施設の管理を指定管理者により行うものであり、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。
　候補者選定までの経過を申し上げますと、いずれの施設も公募によらず、これまで委託していた団体を選定したものであり、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できる見込みがあると判断し、指定管理者の候補者として選定したものであります。

内容を申し上げますと、13 か所の公区会館等を 10 公区が管理することとし、指定管理者の候補者として選定したものございます。

なお、指定期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものでございます。

また、債務負担行為の予算案を併せて提案させていただいており、業務内容等の詳細につきましては、今後、指定管理者と協議の上、協定を結び、取り進めてまいる所存でございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番　宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君）　指定管理者の件については、今説明あったことで理解はするんですけども、今度 5 年間ということなんですけども、上名寄の生活改善センターについて、今、上名寄集住化等の問題も地区には挙がっております。それで 5 年間のうちに…3 年後、4 年後にもしその施設ができた場合に、これとの兼ね合いはどうなるのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（木下一己君）　税務住民課長。

○税務住民課長（宮丸英之君）　お答えいたします。その点につきましては、上名寄公区とも協議しておりますが、上名寄集住化住宅の施設が完成することによって、今の状態とどういう違いが出てくるのかによりますので、その状況を見極めながら、生活改善センターの運営についても公区と協議してまいるというところで了承を得ております。

○議長（木下一己君）　ほかに質疑ありませんか。

1 番　近藤議員。

○1 番（近藤八郎君）　この公区会館…それぞれ 13 か所かな…ありますけれども、それぞれの地区に 2 つの施設があるところは、地元とどういうような協議をされて、現行の 13 か所を指定管理するということになったのか、その経過があればお知らせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君）　税務住民課長。

○税務住民課長（宮丸英之君）　まず 1 公区で 2 つの会館を管理しております上名寄第 3 公区、そしてパンケ公区、二の橋公区、それぞれ公区長及び公区の役員と協議をさせ

ていただきました。まず、その 2 つの会館を今後運営していくかどうかという点につきましては、公区としては今現在も使っているということですので、今後も使用していきたいと、運営していきたいという話を伺っております。あと、指定管理料の件におきまして、公区指定管理料を今後の算定の中で、2 つの会館を使用している公区の中で…今回、指定管理料の中に除雪費を算定の基準として盛り込んでいるんですけども、1 つの会館については…除雪はしていないというところについては、その会館の分についての除雪代は指定管理料から除くということで、公区の了承を得ながら協議をしております。

○議長（木下一己君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。
　討論に入る前に、ここで暫時休憩といたします。

休　憩　　午後　４時２８分

再　開　　午後　４時３９分

○議長（木下一己君）　休憩を解き、会議を再開いたします。
　これから討論に入ります。
　まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　討論なしと認めます。
　これから、議案第 5 号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君）　起立多数です。
　したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君）　日程第 13　議案第 6 号「平成 27 年度下川町一般会計補正予算（第 6 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷　一之君）　議案第6号　平成27年度下川町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。
本案は、平成27年度一般会計の第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ2,248万円を減額し、総額を53億7,917万円とするものであります。
今回の補正の要因につきましては、緊急を要するもの及び事業確定に伴うもの等によるものでございます。
主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、番号制度対応ネットワーク環境構築及び国有財産購入に係る経費を。
衛生費では、子宮頸がんワクチン医療給付金を計上しております。
農林業費では、新規就農予定者支援事業、民有林野購入事業に係る経費を計上しております。
商工労働費では、快適住まいづくり促進事業補助金、特用林産物栽培研究事業に係る経費を。
土木費では、町道除排雪事業に係る経費を計上しております。
以上、補正予算の概要を申し上げましたが、これらの財源として、国・道支出金、財産収入、繰入金を充当しております。
第2条の債務負担行為補正につきましては、新農業基盤活性資金に対する利子補給及び公区会館13箇所の 指定管理者指定に伴う追加でございます。
第3条の地方債補正につきましては、額の確定等に伴う変更となっております。
以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
7番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　今回の補正で政策的予算が何点かあるように思われます。政策的予算がどれか、目的、必要性、緊急性、総合計画との整合性をお願いいたします。

○議長（木下一己君）　答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（駒井英洋君）　御質問にお答えいたします。まず総務費では、国有財産購入事業としまして、住宅の確保のための旧営林署宿舎用地及び官舎の取得を計上しております。
衛生費では、子宮頸がんワクチン医療給付金としまして、ワクチン接種後の症状に対

する支援の給付金を計上させていただいております。
先ほどの住宅につきましては、緊急的な措置も必要ということでの購入でございます。
頸がんワクチンにつきましては、4 月に遡及しての給付を考えていることから、今回12 月の補正となっております。
農林業費では、林業費で民有林野購入事業を計上しております。これは当初、実施設計等計上しまして、町有林 5,000ha を目指しての購入となっております。
商工労働費では、快適住まいづくり促進事業補助金、これについては希望者が増したことからの補正でございます。あと、特用林産物栽培研究所における予算については、これはハウス増設に伴う事業費の増でございます。
土木費では、町道の除排雪事業としまして、町道及び雪堆積場の排雪予算、また、自主排雪支援事業補助金として、自主排雪に対する支援事業を挙げております。これは今年度、まず対応できる除雪対策としての補正でございます。
主なものとしては以上でございます。

○議長（木下一己君）　7 番　春日議員。

○7 番（春日隆司君）　総合計画との整合性、例えば、国有林、森林管理署の取得等々…総合計画の中でどういう位置付け…。

○議長（木下一己君）　総務課長。

○総務課長（駒井英洋君）　国有財産の購入については、今回、総合計画に計上させていただいております。民有林野購入事業については、総合計画に計上済みでございます。
あと、除排雪事業関係につきましては、拡充事業でございます。以上です。

○議長（木下一己君）　よろしいですか。はい。
ほかに質疑ありませんか。
2 番　宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君）　町長の提案理由の中で、第 2 条の債務負担行為の補正につきましては、その後の括弧書きで新農業基盤活性資金となっているのは、これは活性化資金が正しいと…活性化資金がこういう資金名に変わったのか、確認をお願いします。

○議長（木下一己君）　暫時休憩いたします。

休　憩　　午後　４時４９分

再　開　　午後　４時５１分

○議長（木下一己君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

農務課長。

○農務課長（市田尚之君）　このとおりでございます。活性資金ということでございます。間違いありません。

○議長（木下一己君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。
ただ今、議題となっております議案第6号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君）　ここでお諮りをいたします。
本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合により、同規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長いたします。

○議長（木下一己君）　日程第14　議案第7号「平成27年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷　一之君）　議案第7号　平成27年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。
本案は、平成27年度簡易水道事業特別会計の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ248万円を減額し、総額を9,416万円とするものであります。
補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務管理費で、準職員の賃金等を減額計上し、施設管理費では、水道施設に係る光熱水費の執行見込みにより増額計上するほか、事業の確定に伴い、工事請負費及び備品購入費を減額しております。また、建設事業費におきましても、事業の確定に伴い、委託料及び工事請負費を減額計上しております。
なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、基金繰入金を減額計上しております。
以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。
　これから討論に入ります。
　まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　討論なしと認めます。
　これから、議案第7号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君）　起立多数です。
　したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君）　日程第15　議案第8号「平成27年度下川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

○町長（谷　一之君）　議案第8号　平成27年度下川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。
　本案は、平成27年度介護保険特別会計の第2回目の補正予算でありまして、「介護保険事業勘定」では、歳入歳出それぞれ104万円を追加し、総額を4億5,396万円とするものであります。
　補正の概要を申し上げますと、歳入におきましては、繰入金を増額し、歳出におきましては、介護予防事業における作業療法に係る委託料、包括的支援事業における認知症サポート医の養成に係る負担金及び介護用品給付の増加によるものです。
　次に、「介護サービス事業勘定」では、歳入歳出それぞれ113万円を減額し、総額を3億4,332万円とするものであります。
　補正の概要を申し上げますと、歳入におきましては、繰入金を減額し、歳出におきましては、工事請負費の執行残額を減額するものです。
　以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
　質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。
　ただ今、議題となっております議案第 8 号は、一般会計補正予算との関連から、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君）　日程第 16　議案第 9 号「平成 27 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

○町長（谷　一之君）　議案第 9 号　平成 27 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。
　本案は、平成 27 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 420 万円を追加し、総額を 6 億 1,870 万円とするものであります。
　補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、医療費の増加により、退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費を増額するとともに、一般被保険者高額医療費共同事業交付金の支出に伴い、高額医療費拠出金及び高額医療費交付金をそれぞれ増額し、財源調整のため、基金積立金を減額計上しております。
　歳入におきましては、医療費の増加に伴い、療養給付費交付金を増額しております。
　以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君）　議案第 9 号　平成 27 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、お手元に配付されております議案第 9 号説明資料により、御説明申し上げます。
　今回の補正予算の主な要因につきましては、医療費並びに共同事業交付金の増加によるもの、財源調整によるものでございます。
　まず、歳出ですが、医療費の増加に伴いまして、今年度の月額平均の推移から今後の見込みといたしまして、退職被保険者等療養給付費で 380 万円、退職被保険者等高額療養費で 40 万円を増額計上するものでございます。
　次に、高額医療費交付金の増加によりまして、高額医療費拠出金で 388 万円を、高額医療費交付金戻入金で 345 万円の増額計上でございます。

次に、基金積立金でありますが、今回の補正に係る財源調整といたしまして 733 万円の減額計上でございます。
次に、歳入ですが、医療費の増加により、退職被保険者等療養給付費交付金で 420 万円の増額計上となってございます。
以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　討論なしと認めます。
これから、議案第 9 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君）　起立多数です。
したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君）　日程第 17　議案第 10 号「平成 27 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷　一之君）　議案第 10 号　平成 27 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。
本案は、平成 27 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 6 万円を追加し、総額を 6,159 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、額の確定により、北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金を減額し、保険料等負担金を増額しております。
歳入につきましては、額の確定により、一般会計繰入金を増額しております。
以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。
ただ今、議題となっております議案第 10 号は、議案第 8 号と同様に、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君）　日程第 18　議案第 11 号「平成 27 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷　一之君）　議案第 11 号　平成 27 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。
本案は、下川町病院事業会計の第 2 回目の補正予算でありまして、収益的支出においては、病院事業費用 570 万円を追加し、支出総額を 5 億 6,946 万円とするものです。
補正の概要を申し上げますと、医師の宿日直の軽減を図るため、地方公営企業法改正に伴う会計処理指導謝礼及び医師派遣委託料を増額しております。
次に、特別損失の過年度損益修正損でありますが、2 月、3 月分の診療報酬の調定額に対する減額分等を増額しております。
次に、資本的支出でありますが、資産購入費を 134 万円増額し、支出総額 2,272 万円とするものです。
以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第11号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君）　日程第19　諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷　一之君）　諮問第1号　人権擁護委員の候補者推薦について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するための諮問であります。

現在の委員であります筒渕忠雄（つつぶちただお）氏は、平成28年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き平成28年4月1日から3年間の任期で人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

人権擁護委員につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命とすることとなっております。

筒渕忠雄氏は、人権擁護委員として3期9年の経験を有するとともに、下川町社会福祉審議会会長、下川町民生委員児童委員を務めるなど、豊富な知識と経験を有し、地域の実情に通じた人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者と考えるものであります。

以上の理由から、推薦いたしたく存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　討論なしと認めます。
　これから、諮問第１号を採決します。
　本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君）　起立多数です。
　したがって、諮問第１号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君）　日程第20　諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

○町長（谷　一之君）　諮問第２号　人権擁護委員の候補者推薦について、提案理由を申し上げます。
　本案につきましては、「人権擁護委員法」第６条第３項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するための諮問であります。
　現在の委員であります森（もり）　和枝（かずえ）氏は、平成28年３月31日をもって任期満了となりますが、新任の委員候補者につきましては、平成28年４月１日から３年間の任期で、原田（はらだ）千鶴子（ちづこ）氏を人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。
　人権擁護委員につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命とすることとなっております。
　原田千鶴子氏は、福祉行政等の豊富な知識と経験を有し、地域の実情に通じた人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者と考えるものであります。
　以上の理由から、推薦いたしたく存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君）　ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
　質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。
　これから討論に入ります。
　まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（木下一己君）　討論なしと認めます。
これから、諮問第2号を採決します。
本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君）　起立多数です。
したがって、諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君）　日程第21　下川町まち・ひと・しごと創生特別委員会から調査経過にかかわる中間報告を行います。なお、報告事項につきましては、印刷してお手元に配付してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いしたいと存じます。
近藤八郎　下川町まち・ひと・しごと創生特別委員長。

○下川町まち・ひと・しごと創生特別委員長（近藤八郎君）　それでは、下川町まち・ひと・しごと創生特別委員会の中間報告をさせていただきます。
当特別委員会は、「下川町議会委員会条例」第5条の規定に基づきまして、平成27年9月の第3回定例会において設置され、閉会中の継続調査として「下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」の概要等について、3回の特別委員会と、公区長・民生委員児童委員などの関係機関団体との意見交換会を開催してまいりました。その内容について若干御説明申し上げます。
特別委員会では、理事者から総合戦略実施に関する思いの表明を受け、担当課からは提出された資料等と併せ、計画概要の説明を受けたほか、関係機関団体との意見交換会を通じて「下川版総合戦略（案）」を議論してまいりました。
特別委員会並びに意見交換会の内容は、配付しております中間報告書に記載されておりますので、審査経過等については省略をさせていただき、この年度末までに更に熟度を高めることとなる総合戦略を期待し、中間報告を申し上げます。
本総合戦略は、今後5年間の計画とはいえ、見直しされる総合計画の後期実行計画と重複することから、短期的に実施可能な施策と構造的な改革を視野に入れた中長期的な施策を組み合わせ、スピード感はもとより多くの町民の意見を取り入れ、更に熟度を高めた総合戦略となるよう努めることが重要であると思います。
なお、当特別委員会の調査目的のもう一方の第5期総合計画見直しに関しては、町の後期実行計画見直し作業が年内をめどに進められていることから、本中間報告では触れておりません。
進捗状況等については、随時調査をしてまいりますが、総合戦略そのものが第5期総

合計画実行計画に当然含まれるものであり、今後見直しされる実行計画が効果的で着実に推進するため、何よりも優先されるべき財源対策を含め、施策の重点化を図ることが重要と考えております。

さらに、下川町の将来を大きく左右することとなるＴＰＰの大筋合意に関して、今後の影響把握などを踏まえて、町としての対応、方向を整理し、農業団体をはじめ関係機関団体と連携しながら、適切かつ迅速に対応することが重要であることを申し添え、本特別委員会の中間報告といたします。以上で終わります。

○議長（木下一己君）　以上で、報告を終わります。

○議長（木下一己君）　日程第 22　総務産業常任委員会から町内所管事務調査結果報告を行います。なお、報告事項につきましては、印刷してお手元に配付してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いしたいと存じます。

春日隆司　総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君）　平成 27 年度町内所管事務調査について、報告させていただきます。

本調査は、所管事務事業の執行状況及び施設の管理運営状況を調査し、今後の行政推進に資することを目的に、10 月 5 日、6 日の 2 日間で実施しました。

今回の調査に当たっては、委員会において事前に調査対象施設項目などについての協議を行いながら実施したところでございます。

この度の調査内容、箇所については、お手元の報告書のとおり、(1)から(7)であります。

調査の概要と所見についてでございますが、配付しております報告書のとおりでございますが、要約をいたしますと、まず一つ、施設整備、施設運営については、町民への説明を十分に行いながら、町民参加のもとで計画を樹立されるとともに、創意工夫が図られている施設の運営についても更なる効果的な運営と有効活用を図る必要がある。

二つ目として、施設の管理運営に当たっては、各種諸法令等を遵守し、衛生管理についても留意する必要がある。

三点目として、地域資源を活用した再生エネルギーの取組、また、地域活性化と雇用の増進が図られる企業の研究所は、成果の早期発現と波及効果が期待できるものであり、今後とも密接な連携を図る必要がある。

四点目として、財政については、厳しい財政状況を鑑み、適切な財政運営とサービスが低下しないよう、自主財源の確保を図る必要がある。

以上申し添えて、町内所管事務調査の報告といたします。

○議長（木下一己君）　以上で、報告を終わります。

○議長（木下一己君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会における議案審査のため、12 月 18 日、午後 4 時まで休会にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　異議なしと認め、12 月 18 日、午後 4 時まで休会とすることに決定いたしました。
本日は、これをもって散会とします。御苦労さまでした。

午後５時１５分　散会